【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月30日
【事業年度】	第134期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目６番１号
【電話番号】	０３（３２４６）５０１１
【事務連絡者氏名】	総務部長　小池 忠彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目６番１号
【電話番号】	０３（３２４６）５０１１
【事務連絡者氏名】	総務部長　小池 忠彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	1,304,695	1,376,364	1,200,813	916,837	1,058,257
経常利益（百万円）	247,018	300,040	250,533	127,019	160,338
当期純利益（百万円）	154,010	183,580	154,731	83,852	100,119
包括利益（百万円）	―	―	―	―	37,918
純資産額（百万円）	1,360,315	1,483,669	1,407,353	1,474,212	1,469,429
総資産額（百万円）	1,859,995	1,918,544	1,684,944	1,769,139	1,784,166
１株当たり純資産額	3,065円80銭	3,344円17銭	3,218円28銭	3,370円56銭	3,360円39銭
１株当たり当期純利益金額	357円78銭	426円63銭	362円39銭	197円53銭	235円80銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	357円32銭	426円35銭	362円35銭	197円50銭	235円80銭
自己資本比率（%）	71.0	75.0	81.1	80.9	80.0
自己資本利益率（%）	12.4	13.3	11.0	6.0	7.0
株価収益率（倍）	20.1	12.1	13.2	27.5	17.5
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	272,488	202,413	256,579	171,538	217,490
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	(－) 185,183	(－) 248,626	(－) 200,790	(－) 102,835	(－) 132,005
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	(－) 61,833	(－) 53,534	(－) 80,084	(－) 50,960	(－) 48,621
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	404,532	301,619	251,044	270,443	302,285
従業員数（人） 〔外、平均臨時雇用者数〕	19,177 ―	20,241 〔 2,163〕	19,170 〔 1,942〕	16,955 ―	16,302 〔 1,784〕

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．平成20年３月期、平成21年３月期、及び平成23年３月期については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10以上となったため、臨時従業員数の年間平均人員を、外数で〔 〕内に記載しております。

回次	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高（百万円）	697,248	708,580	606,722	553,891	602,775
経常利益（百万円）	80,075	92,528	93,952	78,507	77,535
当期純利益（百万円）	51,085	50,229	63,984	51,937	44,518
資本金（百万円）	119,419	119,419	119,419	119,419	119,419
発行済株式総数（千株）	432,106	432,106	432,106	432,106	432,106
純資産額（百万円）	672,299	669,105	651,765	667,373	666,225
総資産額（百万円）	898,412	853,936	770,762	824,161	821,415
１株当たり純資産額	1,559円95銭	1,551円95銭	1,530円36銭	1,563円92銭	1,560円90銭
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	70円00銭 （25円00銭）	90円00銭 （40円00銭）	100円00銭 （50円00銭）	100円00銭 （50円00銭）	100円00銭 （50円00銭）
１株当たり当期純利益金額	118円67銭	116円73銭	149円86銭	122円35銭	104円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	118円55銭	116円66銭	149円84銭	122円33銭	104円85銭
自己資本比率（%）	74.8	78.2	84.3	80.6	80.7
自己資本利益率（%）	7.7	7.5	9.7	7.9	6.7
株価収益率（倍）	60.6	44.1	31.8	44.4	39.4
配当性向（%）	59.0	77.1	66.7	81.7	95.4
従業員数（人）	2,522	2,590	2,609	2,647	2,656

（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

２【沿革】

大正15年９月	信濃電気株式会社と日本窒素肥料株式会社との共同出資により、信越窒素肥料株式会社として発足
昭和２年11月	新潟県中頸城郡（現上越市）に直江津工場を建設、石灰窒素の製造開始
昭和13年12月	群馬県安中市に磯部工場を建設、金属マンガンの製造開始
昭和15年３月	社名を信越化学工業株式会社に変更
昭和20年５月	大同化学工業株式会社を吸収合併し、福井県武生市（現越前市）の同社工場を当社武生工場として石灰窒素等の製造開始
昭和24年５月	東京証券取引所に株式を上場
昭和28年10月	磯部工場において珪素樹脂（シリコーン）の製造開始
昭和32年３月	直江津工場においてアセチレン法による塩化ビニル、か性ソーダの製造開始
昭和34年４月	直江津工場において天然ガス塩素化製品の製造開始
昭和35年７月	磯部工場において半導体シリコンの製造開始
昭和35年９月	信越ポリマー株式会社（合成樹脂の加工 現連結子会社）を設立
昭和37年３月	直江津工場においてセルロース誘導体（メトローズ等）の製造開始
昭和37年12月	信越協同建設株式会社（現信越アステック株式会社 土木、建設、運輸業等 現連結子会社）を設立
昭和39年８月	長野電子工業株式会社（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を設立
昭和42年３月	信越半導体株式会社（半導体シリコンの製造 現連結子会社）を設立
昭和42年４月	信越石油化学工業株式会社（メタノール等の製造）を吸収合併 武生工場においてイットリウム等高純度レア・アースの製造開始
昭和44年９月	直江津電子工業株式会社（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を設立
昭和45年８月	茨城県鹿島郡（現神栖市）に鹿島工場を建設、エチレン法による塩化ビニルの製造開始
昭和48年２月	武生工場において希土類磁石の製造開始
昭和48年７月	シンテックINC.（塩化ビニルの製造 現連結子会社）を米国に設立 信越半導体株式会社の子会社としてS.E.H.マレーシアSDN.BHD.（半導体シリコンの加工 現連結子会社）をマレーシアに設立
昭和51年４月	工務部門を分離して信越エンジニアリング株式会社（現連結子会社）を設立
昭和54年３月	信越半導体株式会社の子会社としてシンエツハンドウタイアメリカInc.（半導体シリコンの製造 現連結子会社）を米国に設立
昭和54年10月	直江津工場において合成石英製ＩＣフォトマスク用基板の製造開始
昭和58年11月	磯部工場において光ファイバー用プリフォームの製造開始
昭和58年12月	信越ポリマー株式会社、東京証券取引所に株式を上場
昭和59年５月	信越半導体株式会社の子会社としてシンエツハンドウタイヨーロッパLTD.（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を英国に設立
平成４年４月	直江津工場においてフォトレジスト製品の製造開始
平成４年８月	群馬県碓氷郡（現安中市）に松井田工場を設置し、同工場と磯部工場とを統轄する群馬事業所を群馬県安中市に新設
平成７年11月	信越半導体株式会社の子会社として台湾信越半導体股?有限公司（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を台湾に設立
平成11年12月	シンエツPVC B.V.（オランダ 現連結子会社）がシェルネーデルランドケミーB.V.（オランダ）及びアクゾノーベルベイスケミカルズB.V.（オランダ）の塩化ビニル合弁事業を買収
平成12年10月	信越金属工業株式会社を吸収合併
平成15年12月	シンエツインターナショナルヨーロッパB.V.(オランダ 現連結子会社)がドイツのセルロース事業会社クラリアント タイローズGmbH & Co. KG（現SE タイローズ GmbH & Co. KG 現連結子会社）を買収

３【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社１０２社及び関連会社１７社（平成２３年３月３１日現在）により構成され、塩化ビニル、か性ソーダ等の製造・販売を主体とする「塩ビ・化成品事業」、シリコーンの製造・販売を主体とする「シリコーン事業」、セルロース誘導体、金属珪素等の製造・販売を主体とする「機能性化学品事業」、半導体シリコンの製造・販売を主体とする「半導体シリコン事業」、希土類磁石、合成石英製品等の製造・販売を主体とする「電子・機能材料事業」及び信越ポリマーグループの事業および建設・修繕をはじめとする各種役務提供を行う「その他関連事業」を営んでおり、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。

事業内容と当社及び主な関係会社の当該事業における位置付けは、おおむね次のとおりであります。

なお、次表の区分は、「第５ 経理の状況 １．(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

区分	主要製品及び商品名	主要な会社	
塩ビ・化成品事業	塩化ビニル樹脂、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン	国内	当社、鹿島塩ビモノマー㈱、 その他５社 （計７社）
		海外	シンテックINC.、シンエツPVC B.V.、 シンエツインターナショナルヨーロッパB.V.、 K-Bin,INC.、CIRES,S.A.、 その他３社 （計８社）
シリコーン事業	シリコーン	国内	当社、信越アステック㈱、 その他８社 （計１０社）
		海外	韓国信越シリコーン㈱、シンエツシリコーンズタイランドLTD.、 台湾信越シリコーン（股）、 シンエツシリコーンズオブアメリカINC. アジアシリコーンズモノマーLTD.、 その他７社 （計１２社）
機能性　化学品　事業	セルロース誘導体、金属珪素、ポバール、合成性フェロモン	国内	当社、日本酢ビ・ポバール㈱、 日信化学工業㈱、 その他２社 （計５社）
		海外	シムコアオペレーションズPTY.LTD.、 SE タイローズ GmbH & Co.KG、 その他９社 （計１１社）
半導体シリコン事業	半導体シリコン	国内	当社、信越半導体㈱、直江津電子工業㈱、長野電子工業㈱、 三益半導体工業㈱（東証１部上場）、 その他４社 （計９社）
		海外	シンエツハンドウタイアメリカINC.、 S.E.H.マレーシアSDN.BHD.、 シンエツハンドウタイヨーロッパLTD.、 台湾信越半導体（股）、S.E.H.シャーラムSDN.BHD.、 その他４社 （計９社）
電子・機能材料 事業	希土類磁石（電子産業用・一般用）、半導体用封止材、ＬＥＤ用コート材、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル	国内	当社、直江津精密加工㈱、信越石英㈱、 その他４社 （計７社）
		海外	シンエツエレクトロニクスマテリアルズシンガポールPTE.LTD.、 シンエツマレーシアSDN.BHD.、 シンエツマイクロサイINC.、 その他８社 （計１１社）
その他関連事業	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング	国内	当社、信越ポリマー㈱（東証１部上場）、 信越アステック㈱、信越ファインテック㈱、しなのポリマー㈱、 浦和ポリマー㈱、信濃電気製錬㈱、信越エンジニアリング㈱、 その他２０社 （計２８社）
		海外	S-E,INC.、 シンエツポリマーマレーシアSDN.BHD.、 シンエツポリマーヨーロッパB.V.、 シンエツポリマーアメリカINC.、 蘇州信越聚合有限公司、 シンエツインターナショナルヨーロッパB.V.、 その他１０社 （計１６社）

《事業系統図》

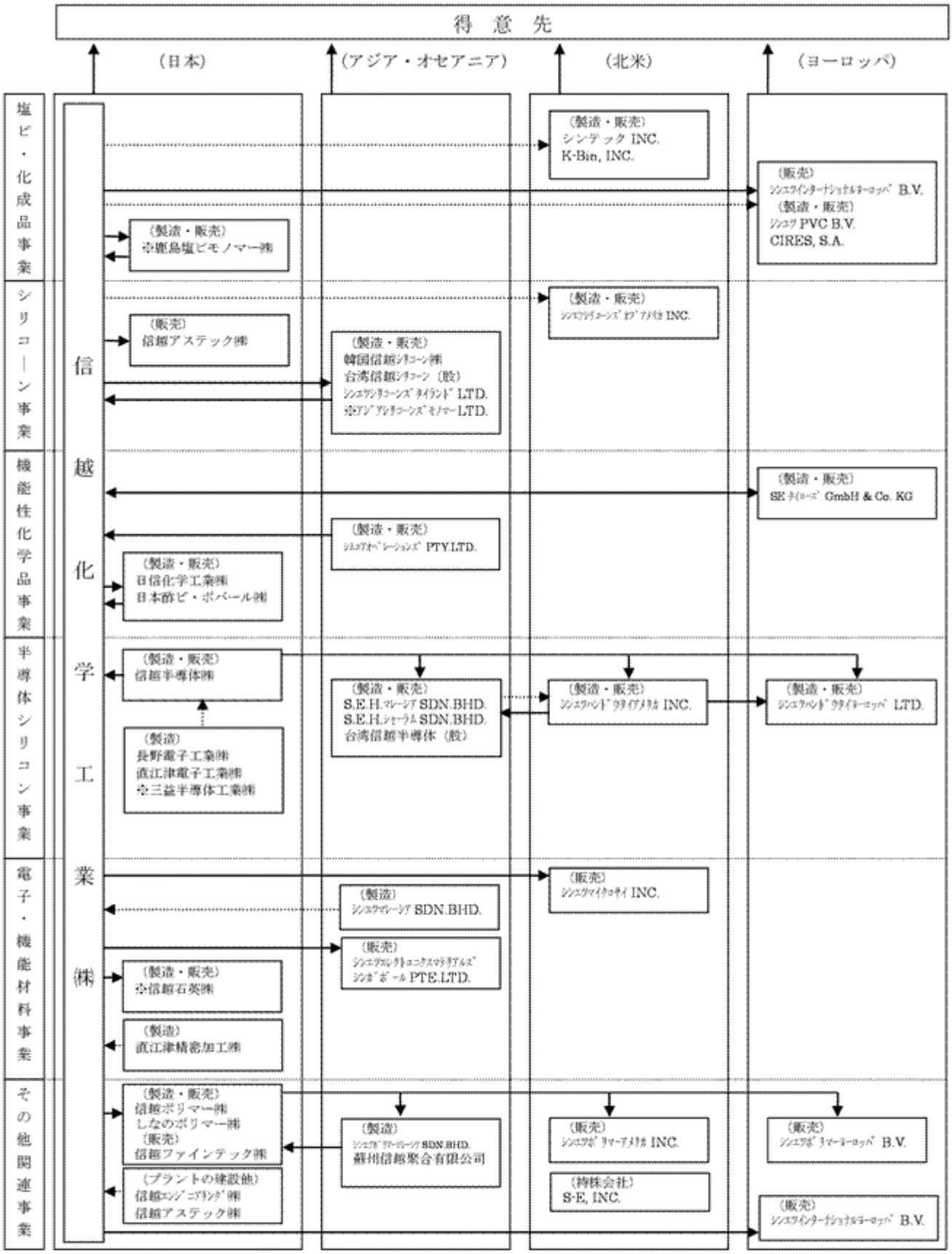

注）無印　連結子会社
※印　関連会社で持分法適用会社

（複数の会社を枠で囲んでいる場合、矢印は一部の会社との関係を示す場合を含んでおります。）

4【関係会社の状況】

名　称	住　所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	役員の兼任等 (人)	関係内容
(連結子会社) ※ シンテックINC.	米国	米ドル 18.75	塩ビ・化成品事業	100.0	兼任 2	塩化ビニル製造技術の供与及び資金の貸付
※ 信越半導体㈱	東京都千代田区	10,000	半導体シリコン事業	100.0	兼任 5 出向 8	半導体シリコンの購入
※ シンエツハンドウタイアメリカInc.	米国	千米ドル 150,000	半導体シリコン事業	100.0 (100.0)	兼任 2	直接の親会社等の半導体シリコンの販売
信越ポリマー㈱	東京都千代田区	11,635	その他関連事業	53.1 (0.1)	兼任 1 転籍 3	シリコーン等の販売
S.E.H.マレーシア SDN.BHD.	マレーシア	千マレーシアドル 181,500	半導体シリコン事業	100.0 (100.0)	出向 2	直接の親会社等の半導体シリコンの加工
シンエツPVC B.V.	オランダ	千ユーロ 18	塩ビ・化成品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	塩化ビニル製造技術の供与
信越エンジニアリング㈱	東京都千代田区	200	その他関連事業	100.0	兼任 2 出向 13	工場内修繕及び建設の委託
SE タイローズ GmbH & Co.KG	ドイツ	千ユーロ 500	機能性化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	機能性化学品の購入・販売
※ シンエツハンドウタイヨーロッパLTD.	英国	千スターリングポンド 73,000	半導体シリコン事業	100.0 (100.0)	出向 2	直接の親会社等の半導体シリコンの加工
長野電子工業㈱	長野県千曲市	80	半導体シリコン事業	90.0	兼任 2 出向 1	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工及び資金の貸付
台湾信越半導体(股)	台湾	百万ニュー台湾ドル 1,500	半導体シリコン事業	70.0 (70.0)	兼任 2 出向 3	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
直江津電子工業㈱	新潟県上越市	200	半導体シリコン事業	100.0 (10.0)	出向 3	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
信越アステック㈱	東京都千代田区	495	塩ビ・化成品事業 シリコーン事業 機能性化学品事業 半導体シリコン事業 電子・機能材料事業 その他関連事業	99.6 (1.8)	兼任 1 出向 4	合成樹脂製品等の販売
S － E, INC.	米国	米ドル 10	その他関連事業	100.0		
シンエツエレクトロニクスマテリアルズシンガポールPte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 2,800	電子・機能材料事業	100.0	兼任 2 出向 2	電子・機能材料製品の販売
信越ファインテック㈱	東京都千代田区	310	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
日本酢ビ・ポバール㈱	大阪府堺市	2,000	機能性化学品事業	100.0	兼任 2 出向 4	資金の貸付
CIRES,S.A.	ポルトガル	千ユーロ 15,000	塩ビ・化成品事業	100.0 (100.0)	兼任 1	塩化ビニル製造技術の供与
シンエツシンガポール PTE.LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 300	シリコーン事業	100.0	兼任 2 出向 2	シリコーン製品の販売
韓国信越シリコーン㈱	大韓民国	百万ウォン 5,800	シリコーン事業	100.0	兼任 3 出向 1	シリコーン製品の販売
しなのポリマー㈱	長野県塩尻市	50	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツシリコーンズタイランドLTD.	タイ	千タイバーツ 1,300,000	シリコーン事業	100.0	兼任 3 出向 1	シリコーン製品の購入

名　称	住　所	資本金 （百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 （%）	役員の兼任等 （人）	関係内容
（連結子会社） シンエツマレーシア SDN.BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 33,100	電子・機能材料事業	100.0	兼任 2 出向 1	電子・機能材料製品の購入
日信化学工業㈱	福井県越前市	500	機能性化学品事業	100.0	兼任 2 出向 1	合成樹脂中間原料の販売
シンエツマイクロサイ INC.	米国	米ドル 34	シリコーン事業 電子・機能材料事業 その他関連事業	100.0 (100.0)		シリコーン製品等の購入・販売
台湾信越シリコーン （股）	台湾	千ニュー台湾 ドル 228,000	シリコーン事業	93.3 (6.7)	兼任 2 出向 2	シリコーン製品の販売
シンエツシリコーンズ オブアメリカ Inc.	米国	千米ドル 32,810	シリコーン事業	100.0 (100.0)	兼任 2 出向 1	シリコーン製品の販売
シンエツシリコーンズ ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 4,810	シリコーン事業	100.0	兼任 2 出向 1	シリコーン製品の販売
信越ユニット㈱	東京都台東区	70	その他関連事業	100.0 (100.0)		
信越光電（股）	台湾	千ニュー台湾 ドル 200,000	半導体シリコン事業	80.0 (80.0)	出向 1	半導体シリコン製品の販売
シンエツポリマー マレーシアSDN.BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 41,500	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツポリマー ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 3,640	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
※ シンエツインターナ ショナル ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 281,840	塩ビ・化成品事業 その他関連事業	100.0	兼任 2	合成樹脂製品等の販売及び資金の貸付
日本レジン㈱	東京都港区	50	シリコーン事業	100.0 (100.0)	兼任 2 出向 1	シリコーン製品の販売
直江津精密加工㈱	新潟県上越市	80	電子・機能材料事業	100.0 (10.0)	兼任 2 出向 1	合成石英製品等の加工の委託
スカイワード インフォメーションシ ステム㈱	東京都千代田区	200	その他関連事業	100.0 (20.0)	兼任 3 出向 1	コンピューターによる情報処理及びこれに関連する業務の委託
信濃電気製錬㈱	東京都千代田区	200	その他関連事業	77.5	兼任 1 出向 1	機能材料製品の生産委託及び資金の貸付
㈱福井環境分析セン ター	福井県越前市	10	その他関連事業	100.0	兼任 2 出向 4	分析業務の委託
信越フィルム㈱	福井県越前市	200	その他関連事業	100.0	兼任 2 出向 3	
㈱シンエツ.テクノサービス	福井県越前市	26	その他関連事業	76.9 (11.5)	兼任 3 出向 1	出荷業務取扱等の委託
浦和ポリマー㈱	埼玉県久喜市	30	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
新潟ポリマー㈱	新潟県糸魚川市	50	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツポリマー アメリカInc.	米国	千米ドル 7,000	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
直江津産業㈱	新潟県上越市	30	その他関連事業	100.0	兼任 3 出向 1	出荷業務等の委託

名　称	住　所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	役員の兼任等 (人)	関係内容
(連結子会社) ㈱サンエース	埼玉県 さいたま市	15	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工請負等
信建総合設備㈱	群馬県高崎市	20	その他関連事業	100.0 (100.0)	出向 2	
㈱埼玉シンコーモールド	埼玉県東松山市	30	シリコーン事業	100.0 (100.0)	兼任 3	シリコーン製品の購入及び資金の貸付
㈱シンコーモールド	群馬県安中市	30	シリコーン事業	100.0	兼任 4 出向 1	シリコーン製品の購入及び資金の貸付
㈱信越マグネット	福井県越前市	10	電子・機能材料事業	100.0	兼任 4	電子・機能材料製品等の加工の委託
シンエツポリマーインディアPvt.Ltd.	インド	千ルピー 480,000	その他関連事業	89.7 (89.7)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
P.T.シンエツポリマーインドネシア	インドネシア	千米ドル 5,000	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツポリマーシンガポールPte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,682	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
信越聚合物(上海)有限公司	中国	千米ドル 300	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社等の合成樹脂製品の販売
信越聚合物(香港)有限公司	中国	千香港ドル 14,414	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社等の合成樹脂製品の販売
シンエツポリマーハンガリーKft.	ハンガリー	千フォリント 700,000	その他関連事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
㈱ヒューマンクリエイト	東京都千代田区	10	その他関連事業	100.0 (30.0)	兼任 3 出向 1	研修の委託
蘇州信越聚合有限公司	中国	千米ドル 15,300	その他関連事業	71.4 (71.4)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
S.E.H.シャーラムSDN.BHD.	マレーシア	千マレーシアドル 140,000	半導体シリコン事業	100.0 (100.0)		信越半導体㈱等の半導体シリコンの加工
シムコア オペレーションズPTY.LTD.	オーストラリア	千オーストラリアドル 32,005	機能性化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	金属珪素の購入
シンコアシリコーンズInc.	米国	千米ドル 12,200	シリコーン事業	100.0 (100.0)	兼任 2	直接の親会社からのシリコーン製品の購入
K-Bin,Inc.	米国	米ドル 4,500	塩ビ・化成品事業	100.0 (100.0)	兼任 1	直接の親会社からの塩化ビニル樹脂の購入
その他 11社						
(持分法適用関連会社) 三益半導体工業㈱	群馬県高崎市	18,824	半導体シリコン事業	42.1 (1.1)		信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
信越石英㈱	東京都新宿区	1,000	電子・機能材料事業	50.0	兼任 1 出向 5	合成石英の販売
鹿島塩ビモノマー㈱	茨城県神栖市	1,500	塩ビ・化成品事業	50.0	兼任 1 出向 2	塩化ビニルモノマーの購入
㈱アドマテックス	愛知県西加茂郡三好町	307	電子・機能材料事業	25.8	兼任 1 出向 1	電子・機能材料製品の原料の購入
アジアシリコーンズモノマーLtd.	タイ	千タイバーツ 3,393,000	シリコーン事業	50.0 (50.0)	兼任 1 出向 1	シンエツシリコーンズタイランドLTD.へ原料の供給
ヘムロックセミコンダクターCorp.	米国	千米ドル 46,000	半導体シリコン事業	24.5 (24.5)	兼任 1	信越半導体㈱へ原料の供給
ヘムロックセミコンダクターL.L.C.	米国	千米ドル 10,000	半導体シリコン事業	24.5 (24.5)	兼任 1	

（注）１．主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
２．名称欄※印は特定子会社に該当します。
３．信越ポリマー㈱および三益半導体工業㈱は、有価証券報告書提出会社であります。
４．S.E.H.マレーシアSDN.BHD.の資本金のうち3,000,000マレーシアドルは、議決権を有しない株式によるものであります。
５．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
６．シンテックINC.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	199,557百万円	（ 2,272百万米ドル）
	(2) 経常利益 （税引前当期純利益）	16,951百万円	（ 193百万米ドル）
	(3) 当期純利益	11,366百万円	（ 129百万米ドル）
	(4) 純資産額	231,036百万円	（ 2,835百万米ドル）
	(5) 総資産額	327,071百万円	（ 4,013百万米ドル）

５【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当連結会計年度末における従業員数をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（平成23年３月31日現在）

セグメントの名称	従業員数（人）
塩ビ・化成品事業	1,158 〔 11〕
シリコーン事業	1,784 〔 50〕
機能性化学品事業	1,070 〔 68〕
半導体シリコン事業	4,662 〔 390〕
電子・機能材料事業	2,669 〔 729〕
その他関連事業	4,959 〔 536〕
合計	16,302 〔1,784〕

（注）１．従業員数は就業人員であります。〔 〕内は臨時従業員数の年間平均人員であり、外数で記載しております。
２．臨時従業員に派遣社員は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

（平成23年３月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,656	42.3	20.5	8,205,000

セグメントの名称	従業員数（人）
塩ビ・化成品事業	225
シリコーン事業	1,054
機能性化学品事業	253
半導体シリコン事業	63
電子・機能材料事業	1,022
その他関連事業	39
合計	2,656

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び一部グループ会社には、信越化学労働組合が組織（組合員数3,388人）されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度の世界経済は、アジア地域では中国を中心に景気の回復が続き、一方、欧米では緩やかな回復の兆しが見られましたものの、失業率が高水準で推移するなど、総じて厳しい状況が続きました。また、日本経済も、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがありましたものの、回復の力強さを欠く展開が続き、さらに、本年３月１１日に発生した東日本大震災の影響が強く懸念される状況となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の顧客との関係を強化し拡販に注力するとともに、経営の合理化、効率化や新規製品の開発、事業化に努めてまいりました。また、東日本大震災では、当社の鹿島工場、信越半導体㈱の白河工場が操業の停止を余儀なくされましたことから、グループをあげて復旧に向けた取組みを開始いたしました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ15.4%（1,414億２千万円）増加し、１兆582億５千７百万円となりました。営業利益は、前期に比べ27.3%（320億６百万円）増加し、1,492億２千１百万円となり、経常利益も、前期に比べ26.2%（333億１千９百万円）増加し、1,603億３千８百万円となりました。また、当期純利益は、東日本大震災による特別損失を計上した一方、移転価格課税に対する日米相互協議の合意による過年度法人税等の戻り入れもあり、前期に比べ19.4%（162億６千７百万円）増加し、1,001億１千９百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

塩ビ・化成品事業

塩化ビニルは、米国シンテック社が、米国内では住宅市場の長期不振による需要低迷が続く一方で、世界中の顧客への拡販により、高水準の出荷を維持し、業績を伸長させました。また、オランダのシンエツＰＶＣ社も、出荷が堅調に推移しました。一方、国内事業は、原料価格の上昇や需要の低迷に加え、東日本大震災により鹿島工場の操業が停止した影響もあり、厳しい状況が続きました。

当事業の売上高は、前期に比べ19.3%（457億９千４百万円）増加し、2,835億２千５百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ0.5%（９千７百万円）増加し、196億７千４百万円となりました。

シリコーン事業

シリコーンは、国内販売が電子機器向けや自動車向けのほか化粧品向けなどの幅広い分野で好調に推移し、また、海外でもアジア地域を中心に需要の回復が続き、総じて堅調に推移しました。

当事業の売上高は、前期に比べ16.9%（207億１千５百万円）増加し、1,430億６千４百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ36.7%（91億４千１百万円）増加し、340億５千７百万円となりました。

機能性化学品事業

セルロース誘導体は、国内事業が医薬用製品や自動車関連製品を中心に堅調に推移しましたものの、ドイツのＳＥタイローズ社が、建材向け製品の価格低迷の影響を受け、低調に推移しました。

当事業の売上高は、前期に比べ3.8%（30億３千万円）増加し、835億１千２百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ7.1%（９億８千８百万円）減少し、129億1千４百万円となりました。

半導体シリコン事業

半導体シリコンは、期前半はパソコンや携帯電話等の幅広い分野でデバイス需要が回復したことから、堅調に推移しましたものの、期後半は、デバイスの在庫調整や東日本大震災による白河工場の操業停止の影響を受けました。

当事業の売上高は、前期に比べ11.7%（297億６千２百万円）増加し、2,837億８千９百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ71.7%（162億３千３百万円）増加し、388億６千４百万円となりました。

電子・機能材料事業

希土類磁石は、ハイブリッド自動車や省エネルギータイプのエアコン向けに好調に推移しました。またフォトレジスト製品は半導体デバイスの微細化の進展もあり、堅調に推移し、ＬＥＤ用コート材も大きく伸長いたしました。合成石英製品は、液晶用大型フォトマスク基板や光ファイバー用プリフォームが総じて堅調に推移しましたものの、光ファイバー用プリフォームが東日本大震災による鹿島工場の操業停止の影響を受けました。

当事業の売上高は、前期に比べ24.3%（276億６百万円）増加し、1,413億８千３百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ17.5%（53億７千２百万円）増加し、361億１千８百万円となりました。

その他関連事業

信越ポリマー㈱の携帯電話用キーパッドが価格競争等の影響もあり低調に推移しましたが、半導体ウエハー関連容器は回復基調となりました。エンジニアリング事業は堅調でした。

当事業の売上高は、前期に比べ13.4%（145億１千２百万円）増加し、1,229億８千１百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期に比べ8.2%（５億５千８百万円）増加し、73億４千万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に対して11.8%（318億４千１百万円）増加し、3,022億８千５百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動の結果得られた資金は2,174億９千万円（前期比459億５千２百万円増加）となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益が1,393億５百万円、減価償却費が937億３千２百万円、たな卸資産の増加額が112億９千２百万円、仕入債務の増加額が208億２千２百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の投資活動の結果使用した資金は1,320億５百万円（前期比291億７千万円増加）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,175億１千７百万円などによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の財務活動の結果使用した資金は486億２千１百万円（前期比23億３千９百万円減少）となりました。主な内訳は、配当金の支払額が424億６千万円、長期借入金の返済による支出が53億８千７百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	前年同期比（%）
塩ビ・化成品事業（百万円）	271,637	―
シリコーン事業（百万円）	140,429	―
機能性化学品事業（百万円）	81,095	―
半導体シリコン事業（百万円）	283,200	―
電子・機能材料事業（百万円）	138,206	―
その他関連事業（百万円）	64,283	―
合計（百万円）	978,852	―

（注）１．生産金額は期中販売価格により算出したものであります。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３．当連結会計年度から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同期比は記載しておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は主として見込み生産を行っているため、受注状況を記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	前年同期比（%）
塩ビ・化成品事業（百万円）	283,525	―
シリコーン事業（百万円）	143,064	―
機能性化学品事業（百万円）	83,512	―
半導体シリコン事業（百万円）	283,789	―
電子・機能材料事業（百万円）	141,383	―
その他関連事業（百万円）	122,981	―
合計（百万円）	1,058,257	―

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２．当連結会計年度から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同期比は記載しておりません。

３【対処すべき課題】

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設し、第１期工事分に続き、第２期工事分も稼動を開始いたしました。さらに、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、原料工場の建設も進めております。今後とも、オランダのシンエツＰＶＣ社、ポルトガルのシレス社を含めた日米欧の三極体制により、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、さらに強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、国内外の複数の製造拠点を活用し、高品質製品の安定供給に努めてまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や生産性向上にも取り組み、競争力の強化に注力いたします。

シリコーン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、タイ、米国などの既存拠点における事業の強化に努めるとともに、中国での新工場の建設にも注力するなど、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けや電気自動車向け、その他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に取り組んでまいります。また、合成石英事業では、中国で建設中の光ファイバー用プリフォーム新工場の早期戦力化に注力してまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びＭ＆Ａなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります

株式会社の支配に関する基本方針について

（１）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコーン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様に提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

（２）当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて
（「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」）

①経営方針

当社グループは、安全の確保を最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

②具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設し、第１期工事分に続き、第２期工事分も稼動を開始いたしました。さらに、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、原料工場の建設も進めております。今後とも、オランダのシンエツＰＶＣ社、ポルトガルのシレス社を含めた日米欧の三極体制により、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、さらに強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、国内外の複数の製造拠点を活用し、高品質製品の安定供給に努めてまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や生産性の向上にも取り組み、競争力の強化に注力いたします。

シリコーン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、タイ、米国などの既存拠点における事業の強化に努めるとともに、中国での新工場の建設にも注力するなど、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に取り組んでまいります。また、合成石英事業では、中国で建設中の光ファイバー用プリフォーム新工場の早期戦力化に注力してまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びＭ＆Ａなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模な買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

（３）大規模買付行為への対応方針
（「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」）

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なＩＲ活動を進めておりますものの、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年６月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、平成21年６月26日開催の第132回定時株主総会及び平成22年６月29日開催の第133回定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

①大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」（以下「大規模買付ルール」といいます。）の骨子は、(ｉ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供し、(ⅱ）大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

イ．本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

ロ．評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

ハ．独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ．及び② ロ．において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ．に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ．に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第133回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、河野俊二、金子昌資、宮﨑 毅の５氏が独立委員会の委員として選任されました。

②大規模買付行為が実施された場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

③本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成23年６月開催予定の当社第134回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

（４）本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

②本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

（注）本対応方針が平成23年６月29日開催の当社第134回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、当社は同総会におけるご承認をもって本対応方針を継続いたしました。なお、同総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮﨑 毅の４氏が独立委員会の委員として再任されました。詳細は、当社ホームページ（http://www.shinetsu.co.jp）をご参照ください。

４【事業等のリスク】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績、財政状態およびキャッシュ・フロー等の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止、分散、あるいはヘッジすることによりリスクの軽減を図っております。しかし、予想を超える事態が生じた場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、記載した事項は、当連結会計年度末（平成２３年３月３１日）現在において当社グループが判断したものでありますが、当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。

① 経済動向および製品市況による影響

当社グループ製品の主要な市場がある国および地域の経済環境の動向は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、主要製品の中には、世界的な需給環境により大きな価格変動が起きるものもあります。当社グループは事業の多角化・グローバル化等によってそのリスクをヘッジしておりますが、製品の需要が減少あるいは価格競争が激化した場合、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

② 為替相場の変動による影響

平成２３年３月期の当社グループ連結売上高の海外売上高比率は６４％となっており、今後も高い水準で推移するものと思われます。在外連結子会社等の財務諸表項目の円換算額は、為替相場に左右され、大幅な変動が生じた場合、当社グループ全体の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、外国通貨建て取引についても、為替予約等によりリスクを軽減させる措置を講じておりますが、同様な可能性があります。

③ 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる損害を最小限に抑えるため、製造設備に対し定期的な防災点検及び設備保守、また、安全のための設備投資等を行うとともに、生産拠点の複数化に努めております。しかしながら、突発的に発生する災害や天災、不慮の事故等の影響で、製造設備等が損害を被った場合は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

④ 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 資材等の調達

当社グループの生産活動には、種々の原材料を使用しており、原材料ソースの多様化により安定的な調達に努めておりますが、これらについて供給の逼迫や遅延、また、それに伴う価格上昇等が生じた場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 新製品の開発

当社グループの主要販売先の一つであるエレクトロニクス業界は、技術的な進歩が急速であり、当社では常に技術革新に対応できる最先端の材料開発に努めております。しかしながら、当社グループが業界と市場の変化に的確に対応できなかった場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 環境問題について

各種の化学物質を取り扱う当社グループは、環境に関する各種法律、規制を遵守するとともに、地球温暖化防止に向けた省エネルギーや環境影響物質の排出抑制に積極的に取り組んでおります。しかしながら、環境に関する規制が予測を超えて厳しくなり、大きな新たな設備投資等の必要が生じた場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 製造物責任

当社グループでは、製品の特性に応じた最適な品質の確保に全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により品質問題が発生した場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術提携契約

契約会社名	契約相手先	契約発効日	契約の内容	契約期間
信越化学工業株式会社（当社）	ダウ・コーニング・コーポレーション（米国）	平成22年１月１日	シリコーン製品の製造・使用・販売に関する特許実施権を相互に許諾している。	発効日から平成26年12月31日まで
信越化学工業株式会社（当社）	日立金属株式会社（日本）	平成18年３月29日	希土類磁石の製造・使用・販売に関する発明の実施権の許諾を得ている。	発効日から平成26年７月８日まで

(2)合弁事業契約

契約会社名	契約相手先	契約発効日	契約の内容
信越化学工業株式会社（当社）	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー（米国）	平成13年２月６日	タイにおけるシリコーンモノマーの製造会社としてアジアシリコーンズモノマーLimitedを合弁にて設立し運営する旨の契約。 なお、当社の出資比率は、50%（間接所有）である。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、現有事業分野の研究では国際競争力を強化し、技術・品質・コストでトップを目指すこと、新規事業分野では独自技術を追求し、早期事業化を目指すことを研究開発の基本方針として、計画的、効率的かつ迅速な研究開発を行っております。

当社グループの主な研究拠点は、当社の６研究所即ち塩ビ・高分子材料研究所（茨城県）、シリコーン電子材料技術研究所（群馬県）、精密機能材料研究所（群馬県）、合成技術研究所（新潟県）、新機能材料技術研究所（新潟県）および磁性材料研究所（福井県）、ならびに信越ポリマー（株）の研究開発センター（埼玉県）、信越半導体（株）の半導体磯部研究所（群馬県）と半導体白河研究所（福島県）、ドイツのＳＥタイローズ社などであります。

（１）塩ビ・化成品事業

塩化ビニルに関する研究は塩ビ・高分子材料研究所で行っております。同研究所は、米国、欧州にも展開する塩化ビニル事業での世界の研究センターとしての役割を担っております。

（２）シリコーン事業

シリコーンに関する研究はシリコーン電子材料技術研究所を主に一部合成技術研究所でも実施しております。

（３）機能性化学品事業

セルロース誘導体に関する研究は合成技術研究所及びドイツＳＥタイローズ社で行っております。

（４）半導体シリコン事業

半導体シリコンに関する研究は信越半導体（株）の２つの研究所で実施され、シリコンウエハーの生産技術の向上、更なる品質の向上に取り組んでおります。また、更なる低消費電力、高速化が求められるデバイス向け薄膜ＳＯＩウエハーや、大口径450mmの基礎開発など将来有望視される技術開発に取り組んでいます。化合物半導体では、超高輝度４元系（AlInGaP）のＬＥＤ用エピタキシャルウエハー及びチップの製品化に於いて高い評価を得ており、更なる高輝度化、高信頼性、多色化等の高機能を目指した新製品の開発を進めています。また、液晶用バックライト、照明のＬＥＤ化に於いても色調改善の為、赤色ＬＥＤ採用が検討されており、この分野へも注力していきます。

（５）電子・機能材料事業

電子産業用有機材料はシリコーン電子材料技術研究所で、電子産業用希土類磁石は磁性材料研究所で研究が行われております。また、半導体製造プロセスで使用されるＫｒＦおよびＡｒＦエキシマ用フォトレジストは新機能材料技術研究所で開発されました。ＡｒＦ液浸用で販売増を達成し、多層レジスト材料も量産期に入り需要を伸ばしました。次世代の二重露光、ＥＵＶ、ＥＢの開発にも全力で取組んでいます。同じく半導体製造プロセスで使用されるマスクブランクスも新機能材料技術研究所で開発しており、新構造バイナリーブランクス（ＯＭＯＧ）及びＫｒＦ＆ＡｒＦハーフトーンブランクスを中心に販売増を達成し、順調な出荷を続けております。更なる出荷増に備え増産体制も拡充し、更に次々世代（16～14nm）の新構造ブランクスの開発にも取り組んでいます。合成石英製品のうち、光ファイバー用プリフォームは精密機能材料研究所、半導体用マスク基板や液晶用大型マスク基板は合成技術研究所が担当しております。酸化物単結晶及び超高純度窒化ホウ素に関する研究は精密機能材料研究所が担当しております。光ファイバー用プリフォームでは、世界トップレベルの品質を維持向上すべく、その技術開発に鋭意取り組んでおり、光アイソレータ等の光部品の開発と併せて、光通信分野での積極的な研究開発を進めております。レア・アース、一般用希土類磁石は磁性材料研究所で研究を実施しております。希土類磁石は、環境に優しいハイブリッドカーや風力発電のモーター用として採用され、需要の伸びが期待されます。また、液状フッ素ゴムの開発はシリコーン電子材料技術研究所で行われており、自動車や電子部品、事務機での需要が伸びています。

（６）その他関連事業

信越ポリマー（株）では、塩化ビニル、シリコーンなどの加工技術の開発を行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は37,321百万円であります。このなかには、複数事業部門に関する研究および現有事業に関連を持たない研究も多数含まれていることから、セグメント別の研究開発費は記載しておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）経営成績の分析

当連結会計年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）の当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の売上高は1兆583億円、営業利益1,492億円、経常利益1,603億円、当期純利益1,001億円となり、いずれも前連結会計年度を上回りました。

売上高及び営業利益につきましては、「第２〔事業の状況〕１〔業績等の概要〕(1)業績」に記載した通り、東日本大震災の影響を受けましたものの、期前半は半導体シリコンの需要が堅調に推移し、またシリコーンの国内・海外販売が総じて堅調に推移したことなどにより、増収・増益となりました。

純営業外損益につきましては、持分法による投資利益126億円などにより、111億円の純利益となりました。

特別損益につきましては、東日本大震災による特別損失210億円を計上いたしました。

税金費用につきましては、移転価格課税に対する日米相互協議の合意による過年度法人税等の戻り入れ額107億円を計上しております。

（２）財政状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末（以下「当期末」という。）の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」という。）に比べて150億円増加し、１兆7,842億円となりました。主に手持現金（現金及び預金）及び有価証券が増加したことによるものです。

当期末負債合計額は、前期末に比べ198億円増加し、3,147億円となりました。主に仕入債務の増加によるものです。

また、当期末純資産は、当期純利益1,001億円により利益剰余金が増加しましたが、円高の影響により為替換算調整勘定が減少した結果、１兆4,694億円となりました。

この結果、自己資本比率は80.9%から0.9ポイント減少し、80.0%となり、１株当たり純資産額は、前期に比べ10円17銭減少し、3,360円39銭となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は3,023億円となり、前期末に比べ318億円増加しました。

税金等調整前当期純利益、減価償却費など、営業活動による資金の増加は、2,175億円となりました。一方、設備投資等による支払などにより、投資活動による資金の減少は1,320億円となりました。また、配当金の支払、長期借入金の返済などにより、財務活動による資金の減少は486億円となりました。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度は塩ビ・化成品事業、シリコーン事業、機能性化学品事業、半導体シリコン事業、電子・機能材料事業、その他関連事業全体で1,138億９千万円の設備投資を実施いたしました。

塩ビ・化成品事業においては、塩化ビニル樹脂を中心に557億３千万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備投資の内容は、シンテック社における塩化ビニル樹脂製造設備の増強であります。

シリコーン事業においては、66億４千１百万円の設備投資を実施いたしました。

機能性化学品事業においては、セルロース誘導体を中心に146億６千１百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備投資の内容は、SEタイローズ社におけるセルロース誘導体製造設備の増強であります。

半導体シリコン事業においては、244億６百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備投資の内容は、信越半導体㈱における半導体シリコンウエハー製造工程の自動化を含む合理化投資であります。

電子・機能材料事業においては、95億１百万円の設備投資を実施いたしました。

その他関連事業においては、33億２千万円の設備投資を実施いたしました。

所要資金については、いずれの投資も主に自己資金にて充当いたしました。

２【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成23年３月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	その他	合計	
直江津工場（新潟県上越市）	塩ビ・化成品 機能性化学品 電子・機能材料	セルロース誘導体製造設備 か性ソーダ製造設備 フォトレジスト製造設備 合成石英製品製造設備ほか	15,937	19,722	2,038 (1,089)	4,954	42,654	673
武生工場（福井県越前市）	シリコーン 電子・機能材料	シリコーン製造設備 希土類磁石製造設備ほか	5,222	7,761	4,353 (462)	515	17,852	378
群馬事業所（群馬県安中市）	シリコーン	シリコーン製造設備ほか	13,216	15,581	6,691 (805)	2,866	38,355	903
鹿島工場（茨城県神栖市）	塩ビ・化成品 電子・機能材料	塩化ビニル樹脂製造設備 合成石英製品製造設備ほか	3,191	1,893	4,974 (488)	153	10,213	152

(2) 国内子会社

平成23年３月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（人）
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	その他	合計	
信越半導体㈱	磯部工場(群馬県安中市)	半導体シリコン	半導体シリコン製造設備	6,830	1,249	2,119 (140)	2,048	12,247	517
信越半導体㈱	白河工場(福島県西白河郡西郷村)	半導体シリコン	半導体シリコン製造設備	32,063	12,650	4,261 (537)	12,556	61,531	617

(3) 在外子会社

平成23年３月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（人）
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	その他	合計	
シンテックINC.	ルイジアナ工場ほか（米国）	塩ビ・化成品	塩化ビニル樹脂製造設備	5,114	135,728	11,432 (33,245)	91,115	243,390	497
S.E.H.マレーシア SDN.BHD	本社工場 ほか（マレーシア）	半導体シリコン	半導体シリコン製造設備	2,792	1,445	553 (209)	1,203	5,993	822
シンエツハンドウタイアメリカINC.	本社工場（米国）	半導体シリコン	半導体シリコン製造設備	18,733	5,763	557 (546)	980	26,034	673
シンエツハンドウタイヨーロッパLTD.	本社工場（英国）	半導体シリコン	半導体シリコン加工設備	8,661	1,386	309 (437)	515	10,874	358
シンエツPVC B.V.	ロッテルダム工場ほか（オランダ）	塩ビ・化成品	塩化ビニル樹脂製造設備	875	8,819	― (113)	307	10,002	220
SE タイローズ GmbH & Co.KG	本社工場（ドイツ）	機能性化学品	セルロース誘導体製造設備	2,694	8,266	― (73)	20,034	30,995	445

（注）１．帳簿価額の内「その他」は、工具器具、備品、リース資産及び建設仮勘定の合計であります。なお金額には消費税等を含んでおりません。
２．シンエツPVC B.V.及びSE タイローズ GmbH & Co.KGの土地は、すべて賃借しております。
３．現在休止中の主要な設備はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、多種多様な事業を国内外で行っており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当連結会計年度後１年間の設備投資計画（新設・拡充）は、1,000億円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	平成23年３月末計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
塩ビ・化成品	17,000	増設、合理化、維持更新等	自己資金
シリコーン	21,000	増設、合理化、維持更新等	自己資金
機能性化学品	13,000	増設、合理化、維持更新等	自己資金
半導体シリコン	30,000	合理化、維持更新等	自己資金
電子・機能材料	16,000	増設、合理化、維持更新等	自己資金
その他関連	3,000	合理化、維持更新等	自己資金
合計	100,000	―	―

（注）１．上記金額には、消費税等は含んでおりません。
２．経常的な設備の更新のための除・売却を除き、重要な設備の除・売却の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成23年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成23年６月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	㈱東京証券取引所 ㈱大阪証券取引所 ㈱名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数100株
計	432,106,693	432,106,693	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

① 平成18年６月29日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	5,469 ※１	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数（株）	546,900	－
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり　6,560	－
新株予約権の行使期間	自 平成18年７月13日 至 平成23年３月31日	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　6,560 資本組入額　※２	－
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も２年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後２年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	－
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	－
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３	－

（注）※１ 新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２ 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

② 平成19年６月28日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	8,680 ※１	8,680 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	868,000	868,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり　8,949	１株当たり　8,949
新株予約権の行使期間	自 平成19年７月２日 至 平成24年３月31日	自 平成19年７月２日 至 平成24年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　8,949 資本組入額　※２	発行価格　8,949 資本組入額　※２
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も２年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後２年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。
※２　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

③ 平成20年６月27日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	2,510 ※１	2,510 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	251,000	251,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり 6,755	１株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自 平成21年７月15日 至 平成25年３月31日	自 平成21年７月15日 至 平成25年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　6,755 資本組入額　※２	発行価格　6,755 資本組入額　※２
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

④ 平成20年６月27日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	5,750 ※１	5,750 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	575,000	575,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり 6,755	１株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自 平成21年７月15日 至 平成25年３月31日	自 平成21年７月15日 至 平成25年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 ※２ 資本組入額 ※３	発行価格 ※２ 資本組入額 ※３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※４	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２　発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。

※３　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※４　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑤ 平成21年６月26日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	2,520 ※１	2,520 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	252,000	252,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり　4,804	１株当たり　4,804
新株予約権の行使期間	自 平成22年８月７日 至 平成26年３月31日	自 平成22年８月７日 至 平成26年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　4,804 資本組入額　※２	発行価格　4,804 資本組入額　※２
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑥ 平成21年７月22日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	6,850 ※１	6,850 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	685,000	685,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり　4,804	１株当たり　4,804
新株予約権の行使期間	自 平成22年８月７日 至 平成26年３月31日	自 平成22年８月７日 至 平成26年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　※２ 資本組入額　※３	発行価格　※２ 資本組入額　※３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※４	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２　発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。

※３　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※４　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑦ 平成22年6月29日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数（個）	2,720 ※１	2,720 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	272,000	272,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり　4,352	１株当たり　4,352
新株予約権の行使期間	自 平成23年10月30日 至 平成27年３月31日	自 平成23年10月30日 至 平成27年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　4,352 資本組入額　※２	発行価格　4,352 資本組入額　※２
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３	同左

（注）※１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株とする。

※２　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成18年４月１日～平成19年３月31日	－	432,106	－	119,419	－	120,771
平成19年４月１日～平成20年３月31日	－	432,106	－	119,419	－	120,771
平成20年４月１日～平成21年３月31日	－	432,106	－	119,419	－	120,771
平成21年４月１日～平成22年３月31日	－	432,106	－	119,419	－	120,771
平成22年４月１日～平成23年３月31日	－	432,106	－	119,419	－	120,771

（６）【所有者別状況】

平成23年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式の数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	268	74	609	635	38	66,020	67,645	－
所有株式数（単元）	32	1,938,195	94,324	153,280	1,761,511	1,091	369,620	4,318,053	301,393
所有株式数の割合（％）	0.0	44.89	2.18	3.55	40.79	0.03	8.56	100.00	－

（注）１．自己株式7,510,657株のうち75,106単元は「個人その他」の欄に、57株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。
２．「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、50株含まれております。

（７）【大株主の状況】

平成23年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区浜松町2－11－3	31,279	7.24
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	東京都中央区晴海1－8－11	29,560	6.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1－6－6	24,370	5.64
㈱八十二銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行㈱）	長野県長野市大字中御所字岡田178－8 （東京都港区浜松町2－11－3）	11,790	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口４）	東京都中央区晴海1－8－11	11,735	2.72
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行㈱）	東京都千代田区丸の内2－1－1 （東京都中央区晴海1－8－12）	10,962	2.54
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	338 ピットストリート シドニー ニューサウスウェールズ 2000 オーストラリア （東京都中央区日本橋3－11－1）	8,105	1.88
日本興亜損害保険㈱	東京都千代田区霞が関3－7－3	7,077	1.64
オーエム０４エスエスビークライアントオムニバス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	338 ピットストリート シドニー ニューサウスウェールズ 2000 オーストラリア （東京都中央区日本橋3－11－1）	6,183	1.43
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行決済営業部）	ワン ボストン プレイス ボストン マサチューセッツ 02108 米国 （東京都中央区月島4－16－13）	5,297	1.23
計	－	146,363	33.87

（注）当社は、自己株式7,510,657株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　7,510,600	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 424,294,700	4,242,947	―
単元未満株式	普通株式　301,393	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	432,106,693	―	―
総株主の議決権	―	4,242,947	―

（注）「完全議決権株式（自己株式等）」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

②【自己株式等】

平成23年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目６番１号	7,510,600	―	7,510,600	1.74
計	―	7,510,600	―	7,510,600	1.74

（９）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

（平成18年６月29日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年６月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成18年６月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名 当社従業員 47名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	786,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	6,560円 ※１
新株予約権の行使期間	平成18年７月13日から平成23年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

6,560円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成18年７月12日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成18年７月13日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も２年間に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当を受けた者の死亡後２年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができます。

ハ 次の各期間について、平成18年７月13日以降に行使される新株予約権の個数の合計が、付与された新株予約権の総数に、該当期間の右側に示した割合を乗じた数を上回らないことを条件としております。

平成18年７月13日から平成19年３月31日まで　50%
平成19年４月１日から平成23年３月31日まで　100%

ニ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成19年６月28日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年６月28日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成19年６月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 20名 当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	915,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	8,949円 ※１
新株予約権の行使期間	平成19年７月２日から平成24年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

8,949円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成19年６月28日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成19年７月２日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も２年間に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当を受けた者の死亡後２年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができます。

ハ 次の各期間について、平成19年７月２日以降に行使される新株予約権の個数の合計が、付与された新株予約権の総数に、該当期間の右側に示した割合を乗じた数を上回らないことを条件としております。

平成19年７月２日から平成20年３月31日まで　50%
平成20年４月１日から平成24年３月31日まで　100%

ニ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成20年６月27日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年６月27日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成20年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	251,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	6,755円 ※１
新株予約権の行使期間	平成21年７月15日から平成25年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

6,755円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成20年６月27日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成20年７月14日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。

ハ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成20年６月27日取締役会決議）

会社法に基づき、以下の要領により新株予約権を発行することを、平成20年６月27日開催の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成20年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	575,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	6,755円 ※１
新株予約権の行使期間	平成21年７月15日から平成25年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

6,755円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成20年６月27日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成20年７月14日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。

ハ その他の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成21年６月26日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年６月26日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成21年６月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 64名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	252,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	4,804円※１
新株予約権の行使期間	平成22年８月７日から平成26年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１　新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

4,804円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成21年７月22日）の属する月の前月（平成21年６月）の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成21年８月６日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。

ハ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成21年７月22日取締役会決議）

会社法に基づき、以下の要領により新株予約権を発行することを、平成21年７月22日開催の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成21年７月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	685,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	4,804円 ※１
新株予約権の行使期間	平成22年８月７日から平成26年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

4,804円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成21年７月22日）の属する月の前月（平成21年６月）の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成21年８月６日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。

ハ その他の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成22年６月29日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年６月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成22年６月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 68名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	272,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	4,352円※１
新株予約権の行使期間	平成23年10月30日から平成27年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１　新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権１個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権１個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げております。

4,352円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成22年10月28日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成22年10月29日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２ 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。

ハ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

※３ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

（平成23年６月29日定時株主総会決議）

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年６月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成23年６月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	330,000株を上限とする（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	※１
新株予約権の行使期間	割当日の１年後の応答日の翌日から平成28年３月31日まで
新株予約権の行使の条件	※２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※３

（注）※１　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切上げます。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※２　新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

※３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	5,731	25,583,050
当期間における取得自己株式	340	1,397,870

（注）当期間における取得自己株式には、平成23年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（新株予約権の行使に伴い交付した取得自己株式）	－	－	－	－
（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づき売り渡した取得自己株式）	128	540,505	－	－
保有自己株式数	7,510,657	－	7,510,997	－

（注）当期間における取得自己株式には、平成23年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づき売り渡した取得自己株式は含めておりません。

３【配当政策】

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様に適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。内部留保金は、設備投資、研究開発投資等に充当し、国際的な競争力の強化と今後の事業展開に積極的に活用し、企業価値を高めるよう努力しております。

この方針に沿いまして、第134期の期末配当金につきましては、先に行いました中間配当金（１株につき50円）と同様１株につき50円といたしました。これにより、当期の年間配当金は前期と同様１株につき100円で、「第１［企業の概況］１［主要な経営指標等の推移］(2)提出会社の経営指標等」に記載の通り、配当性向は95.4%（前期81.7%）となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
平成22年10月28日 取締役会決議	21,229	50.00
平成23年６月29日 定時株主総会決議	21,229	50.00

４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期
決算年月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
最高（円）	8,170	9,580	7,000	6,010	5,720
最低（円）	5,380	4,680	3,400	4,200	3,395

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第１部）におけるものであります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年１月	２月	３月
最高（円）	4,545	4,250	4,445	4,885	4,900	4,755
最低（円）	4,055	3,970	4,050	4,480	4,600	3,395

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第１部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
代表取締役会長		金川 千尋	大正15年３月15日	昭和37年２月 当社入社 昭和45年12月 海外事業本部長 昭和50年１月 取締役 昭和51年８月 常務取締役 昭和53年３月 シンテックINC.取締役社長 昭和54年１月 専務取締役 昭和58年８月 代表取締役副社長 平成２年８月 代表取締役社長 平成22年６月 代表取締役会長（現任） 平成23年１月 シンテックINC.取締役会長（現任）	(注)３	１８９
代表取締役社長		森 俊三	昭和12年６月27日	昭和38年９月 当社入社 昭和60年５月 信越エンジニアリング㈱取締役 昭和63年５月 同常務取締役 平成４年１月 武生工場長 平成４年６月 取締役 平成８年６月 常務取締役 平成10年６月 専務取締役 平成19年７月 代表取締役専務 平成21年６月 代表取締役副社長 平成22年６月 代表取締役社長（現任）	(注)３	３３
代表取締役副社長	半導体事業・精密材料事業・技術関係担当	秋谷 文男	昭和15年10月20日	昭和39年４月 当社入社 平成９年10月 技術部長 平成10年６月 取締役 平成12年６月 常務取締役 平成14年６月 専務取締役 平成16年６月 信越半導体㈱代表取締役社長（現任） 平成19年７月 代表取締役専務 平成21年６月 代表取締役副社長（現任）	(注)３	6
代表取締役副社長	社長室・広報・経理・法務関係担当 国際事業本部長	斉藤 恭彦	昭和30年12月５日	昭和53年４月 当社入社 平成11年12月 シンエツPVC B.V. 取締役（現任） 平成13年６月 取締役 平成14年６月 常務取締役 平成16年４月 信越半導体㈱代表取締役副社長（現任） シンエツハンドウタイアメリカInc.取締役社長（現任） 平成17年６月 専務取締役 平成19年７月 代表取締役専務 平成21年６月 国際事業本部長（現任） 平成22年６月 代表取締役副社長（現任） 平成23年１月 シンテックINC.取締役社長（現任）	(注)４	7
代表取締役専務	シリコーン事業本部長	小野 義昭	昭和19年１月１日	昭和42年７月 当社入社 平成12年６月 シリコーン電子材料技術研究所長 平成15年６月 取締役 平成17年６月 常務取締役 平成21年６月 シリコーン事業本部長（現任） 代表取締役専務（現任）	(注)４	6
常務取締役	総務・人事・環境保安・業務監査関係担当	幅田 紀一	昭和16年３月21日	昭和38年４月 当社入社 平成４年８月 群馬事業所長代理 松井田工場長 平成８年６月 取締役 平成17年６月 常務取締役（現任）	(注)３	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
常務取締役	資材関係担当 新規製品部長	髙杉 晃司	昭和16年８月21日	昭和35年３月 当社入社 平成13年12月 国際事業本部長 平成17年６月 取締役 平成19年６月 常務取締役（現任） 平成21年６月 新規製品部長（現任）	(注)４	３
常務取締役	新機能材料関係担当 研究開発部長 新機能材料技術研究所長	石原 俊信	昭和22年９月８日	昭和45年４月 当社入社 平成13年６月 新機能材料技術研究所長（現任） 取締役 平成22年６月 常務取締役（現任） 研究開発部長（現任）	(注)４	６
常務取締役	半導体事業部業務部長	轟　正彦	昭和28年５月16日	昭和51年４月 当社入社 平成13年１月 半導体事業部業務部長（現任） 平成16年４月 信越半導体㈱取締役 平成18年６月 取締役 平成21年６月 信越半導体㈱常務取締役（現任） 平成22年６月 常務取締役（現任）	(注)３	４
常務取締役	社長室・経理関係担当 秘書室長	秋本 俊哉	昭和34年６月５日	昭和57年４月 当社入社 平成19年９月 秘書室長（現任） 平成20年６月 取締役 平成22年６月 常務取締役（現任）	(注)３	３
取締役		フランク・ピーター・ポポフ	昭和10年10月27日	昭和62年12月 ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー最高経営責任者 平成４年12月 同取締役会長 平成13年１月 シンテックINC.取締役（現任） 平成13年６月 取締役（現任）	(注)４	９１
取締役		金子 昌資	昭和14年３月２日	平成13年10月 ㈱日興コーディアルグループ代表取締役会長兼社長 平成17年６月 同取締役兼執行役会長 平成18年６月 取締役（現任）	(注)３	５
取締役		宮﨑 毅	昭和６年12月16日	平成２年３月 三菱倉庫㈱代表取締役社長 平成10年６月 同代表取締役会長 平成15年６月 同相談役（現任） 平成16年８月 信越半導体㈱監査役 平成19年６月 取締役（現任）	(注)４	－
取締役		福井 俊彦	昭和10年９月７日	昭和33年４月 日本銀行入行 平成６年12月 同副総裁 平成15年３月 同総裁 平成21年６月 取締役（現任）	(注)４	－
取締役		小宮山 宏	昭和19年12月15日	昭和63年７月 東京大学工学部教授 平成12年４月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長 平成17年４月 国立大学法人東京大学総長 平成22年６月 取締役（現任）	(注)３	－
取締役	塩ビ事業本部長	宮島 正紀	昭和22年２月８日	昭和46年７月 当社入社 平成９年５月 精密材料事業部精密材料部長 平成13年６月 取締役（現任） 平成14年11月 塩ビ事業本部長（現任）	(注)４	２１
取締役	有機合成事業部長	荒井 文男	昭和33年９月15日	昭和56年４月 当社入社 平成15年３月 シンエツPVC B.V. 取締役社長（現任） 平成16年１月 SEタイローズ GmbH & Co. KG 取締役社長（現任） 平成16年６月 取締役（現任） 平成22年６月 有機合成事業部長（現任）	(注)３	５

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
取締役	経理部長	笠原 俊幸	昭和26年５月７日	昭和45年３月 当社入社 平成13年12月 経理部長（現任） 平成17年６月 取締役（現任）	(注) 4	3
取締役	企業開発部長	小根澤 英徳	昭和27年２月27日	昭和52年４月 当社入社 平成13年６月 信越半導体㈱取締役 平成16年８月 同常務取締役 平成17年６月 取締役（現任） 平成22年３月 企業開発部長（現任）	(注) 4	4
取締役	社長室長 広報部長	中村 健	昭和26年５月27日	昭和50年４月 当社入社 平成12年12月 広報部長（現任） 平成17年７月 社長室長（現任） 平成19年６月 取締役（現任）	(注) 4	3
取締役	電子材料事業本部長	松井 幸博	昭和23年10月２日	昭和48年４月 当社入社 平成16年４月 電子材料事業本部マグネット部長（現任） 平成21年６月 取締役（現任） 平成22年６月 電子材料事業本部長（現任）	(注) 4	3
取締役	特許関係担当 開発調査部長	岡本 博明	昭和24年１月３日	昭和46年７月 当社入社 平成19年12月 研究開発部部長代理 平成21年６月 取締役（現任） 平成22年６月 開発調査部長（現任）	(注) 4	3
常勤監査役		岡田 理	昭和12年８月21日	昭和36年４月 当社入社 昭和63年６月 信越半導体㈱取締役 平成５年６月 同常務取締役 平成７年６月 同専務取締役 平成11年６月 同代表取締役副社長 平成13年６月 同顧問 平成15年６月 常勤監査役（現任）	(注) 7	3
監査役		渡瀬 昌彦	昭和８年11月20日	昭和32年４月 当社入社 平成３年10月 法務部長 平成９年６月 常勤監査役 平成16年６月 監査役（現任）	(注) 7	3
監査役		福井 琢	昭和36年８月24日	昭和62年４月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 柏木総合法律事務所入所 平成16年４月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現任） 平成17年６月 監査役（現任） 平成21年１月 同事務所マネージングパートナー（現任）	(注) 5	―
監査役		小坂 義人	昭和30年７月13日	昭和59年12月 税理士登録 平成２年３月 公認会計士登録 平成３年４月 アクタス監査法人（現 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人）代表社員（現任） 平成18年６月 監査役（現任） 平成21年７月 飛悠税理士法人代表社員（現任）	(注) 6	0
監査役		永野 紀吉	昭和15年11月29日	平成16年12月 ㈱ジャスダック証券取引所（現 ㈱大阪証券取引所）代表取締役会長兼社長 平成17年６月 同最高顧問 平成18年６月 同経営諮問会議議長 平成19年６月 監査役（現任）	(注) 7	―
計						４１４

（注）１．取締役フランク・ピーター・ポポフ、金子昌資、宮崎 毅、福井俊彦及び小宮山 宏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役福井 琢、小坂義人及び永野紀吉は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．平成22年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から２年間
４．平成23年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から２年間
５．平成21年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
６．平成22年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
７．平成23年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から４年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は継続的に企業価値を高めることを第一とする、株主重視の経営を基本方針としております。この方針を実現するために、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主・投資家に対する積極的で適時・的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

②企業統治の体制

（企業統治の体制の概要）

当社は監査役制度を採用しており、提出日（平成23年６月30日）現在、取締役は22名（内、社外取締役５名）、監査役は５名（内、社外監査役３名）であります。業務執行についての主な審議・決定機関としては、常務委員会と法定の取締役会があり、原則としていずれも毎月１回開催されております。また、独立性の高い上記３名の社外監査役を含む合計５名の監査役により監査役会が構成されています。さらに、当社は、社外取締役等から構成される「役員報酬委員会」を設置し、役員報酬の審査及び評価を行い、取締役会に答申する体制を確保しております。

（企業統治の体制として監査役制度を採用する理由）

監査役による取締役の職務執行に対する監査は会社法において法定されている制度であり、当社においては、上記のとおり独立性の高い３名の社外監査役を含む合計５名の監査役により監査役会が構成されています。当社においては、監査役の監査を支える人材・体制の充実を図っているほか、監査役と内部監査部門との連携も行われており、監査役による監査の機能が十分に果たされる運用を行っております。当社は、更に、独立性の高い社外取締役を複数名選任しており、当該社外取締役が監査役や内部監査部門との連携のもと、経営に対する十分な監督を行っております。当社としては、以上のとおり、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを構築しております。加えて、当社は「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の運用に係る取締役会の判断の公正さを担保するための機関として、複数名の社外取締役からなる「独立委員会」を設置しており、有事における取締役会の恣意的判断の防止を図る体制も採用しております。以上のような取組みにより、当社にとって望ましいガバナンス体制を確立でき、また、株主及び投資家等からの信認も確保できると考えられることから、企業統治の体制として監査役制度を採用しております。

（内部統制システムの整備の状況）

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（会社法第362条第４項第６号等）を整備するための方針として以下のとおりの「内部統制基本方針」を定めており、この基本方針に従って、内部統制システムを構築、運用するとともに、常時見直しを行い、より適切、効率的な内部統制システムの整備に努めております。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、コンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づきコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担により、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

子会社における業務について、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が、必要に応じて子会社の内部監査部門と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

また、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、関連会社会議、関連会社社長会に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

へ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。

（イ）会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項

（ロ）経営、財務情報に係る重要事項

（ハ）内部監査の実施状況

（二）重大な法令・定款違反

（ホ）コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、業務監査部との定例報告会を開催するなど連係を図る。

③監査役監査及び内部監査の状況

監査役の人員については、上記のとおりです。また、監査役の職務を補助する者として、業務監査部及び法務部の職員が監査役スタッフを兼任しております。

当社の監査役は、社内重要会議への出席のほか、重要書類の閲覧などを通じて業務執行に対する監査を行っております。更に、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を随時求め、適宜その調査に立会い、また、情報交換、意見交換を年数回行っております。なお、監査役小坂義人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査の組織体制としては、専任部署である業務監査部（提出日現在、職員８名）が業務活動の適法性・合理性の観点から各部門の業務監査を実施し、その結果については、経営者、社外取締役及び監査役等に報告を行っております。

監査役は、毎月、業務監査部と定例会議を行い、活動状況や内部監査の結果等の報告を受け、その活動内容や監査テーマの選定等について助言を行い、必要に応じて業務監査部に調査を求めております。また、情報交換、意見交換は随時行っております。監査役が会計監査人から監査計画や会計監査に関する報告、説明を受ける際には業務監査部も出席し、三者の連携をより実効あるものとし、監査機能の強化に努めております。

これらの監査機能と内部統制との関係については、上記の「内部統制基本方針」をご参照下さい。

④社外取締役及び社外監査役

提出日現在、社外取締役は５名、社外監査役は３名です。

当社は、同日現在、社外取締役として、米国ダウ・ケミカル社元CEOのフランク・ピーター・ポポフ氏、旧㈱日興コーディアルグループ取締役兼執行役会長の金子昌資氏、三菱倉庫㈱相談役の宮﨑　毅氏、日本銀行前総裁の福井俊彦氏、東京大学前総長の小宮山　宏氏を社外取締役として迎えております。いずれの社外取締役も、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。当社においては、社外取締役からは、独立した立場からの監視・監督のみならず、これまでの豊かな経営経験や卓越した知見を活かした大所高所からの助言を頂いております。また、フランク・ピーター・ポポフ氏は役員報酬の審査及び評価を行う「役員報酬委員会」の委員長を務めており、他の社外取締役は前述の買収防衛策の「独立委員会」の委員に就任しております。

社外監査役としては、弁護士（柏木総合法律事務所マネージングパートナー）の福井 琢氏、公認会計士・税理士（太陽ASG有限責任監査法人代表社員、飛悠税理士法人代表社員）の小坂義人氏、旧㈱ジャスダック証券取引所代表取締役会長兼社長の永野紀吉氏を迎えております。社外監査役福井 琢氏がマネージングパートナーを兼任する柏木総合法律事務所は、当社から個別案件に関しての弁護士報酬を受けておりますが、当社との利害関係は同氏の独立性に影響を与えるものではございません。また、その他の社外監査役は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。当社においては、社外監査役からは、法律や財務・会計に関する専門的見地から、または、経営経験に基づく幅広い見地からの監査により、当社のコンプライアンス体制の確保に貢献して頂いております。

当社においては、社外取締役及び社外監査役による、独立した立場からの経営に対する監視・監督機能を重視し、また、経営全般に関する大所高所からの助言を期待して、社外取締役及び社外監査役を選任することとしております。

前述の業務監査部の内部監査の結果については、社外取締役や社外監査役を含む監査役にも報告されており、内部監査部門と社外取締役、監査役（社外監査役を含む。）との連携が図られているほか、当社においては、前述のとおり、監査役監査と会計監査、内部監査との連携を図っております。また、社外取締役、社外監査役と内部統制との関係については、上記の「内部統制基本方針」をご参照下さい。

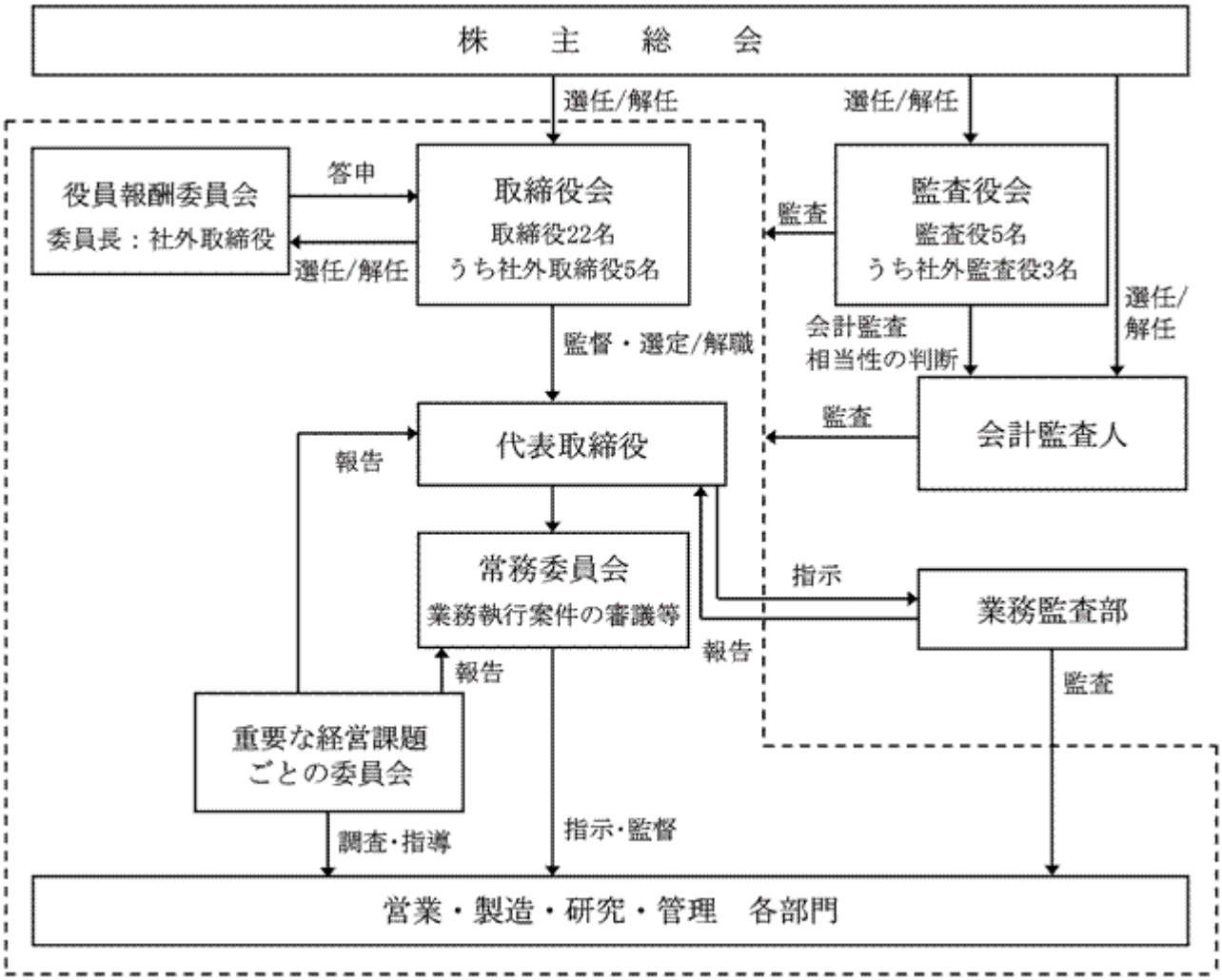

※ 上記の図表は、提出日現在の状況を表示しております。

⑤会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名

新日本有限責任監査法人

氏名等			継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道	６年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤浩史	３年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出勇治	５年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川亮悟	５年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　１１名、その他の監査従事者　２６名、合計　３７名

⑥取締役の定数

当社の取締役の定数は26名以内とする旨、定款に定めております。

⑦取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．取締役会の決議で機動的な自己株式の取得ができるよう、定款に定めております。

ロ．株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議で中間配当ができる旨、定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款に定めております。

⑩役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の種類（百万円）				対象となる役員の員数（人）
	基本報酬	賞 与	退職慰労金	計	
取締役（社外取締役を除く。）	832	288	―	1,120	18
監査役（社外監査役を除く。）	31	8	―	39	2
社外役員	185	―	―	185	9

（注） 1 上記には、平成22年６月29日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2 賞与には、当事業年度に係る賞与引当額を記載しております。
3 当社は、平成20年６月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
4 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与として重要なものはありません。
5 当事業年度において、当社は、役員に対してストックオプションの付与はいたしておりません。

ロ．報酬等の総額が１億円以上である者の報酬等の総額等

氏 名	役員区分	会社区分	報酬等の種類（百万円）			
			基本報酬	賞 与	退職慰労金	計
金川 千尋	取締役	提出会社	238	57	―	295
森 俊三	取締役	提出会社	102	36	―	138
秋谷 文男	取締役	提出会社	80	26	―	106
斉藤 恭彦	取締役	提出会社	75	26	―	101

（注） 1 賞与には、当事業年度に係る提出会社の賞与引当額を記載しております。
2 提出会社は、平成20年６月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
3 当事業年度において、提出会社は、役員に対してストックオプションの付与はいたしておりません。
4 金川千尋の提出会社からの報酬等の計に主要な連結子会社シンテック INC.からの取締役としての「基本報酬」87百万円を加えた連結報酬等の総額は383百万円であります。また、斉藤恭彦の提出会社からの報酬等の計に主要な連結子会社シンテック INC.からの取締役としての「基本報酬」18百万円を加えた連結報酬等の総額は120百万円であります。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役を委員長とする役員報酬委員会の審査、評価を踏まえ、取締役会で決定されます。その内容は、役職、職責等に応じた「基本報酬」と年次業績を勘案した「賞与」のほか「ストックオプション」でありますが、当事業年度は「ストックオプション」の付与はいたしておりません。

一方、当社の監査役の報酬は、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、監査役の協議で決定されます。その内容は、監査役としての職責に応じた「基本報酬」と「賞与」となっております。

なお、社外取締役及び社外監査役には、「賞与」の支給及び「ストックオプション」の付与はいたしておりません。

⑪株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

135銘柄 54,418百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,943,816	6,342	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱八十二銀行	11,830,591	6,293	長期的観点による取引関係の維持・強化
ニッセイ同和損害保険㈱	5,904,186	2,851	長期的観点による取引関係の維持・強化
スズキ㈱	1,330,000	2,743	長期的観点による取引関係の維持・強化
三菱電機㈱	3,011,000	2,586	長期的観点による取引関係の維持・強化
三菱倉庫㈱	1,708,000	1,984	長期的観点による取引関係の維持・強化
三井物産㈱	1,212,437	1,904	長期的観点による取引関係の維持・強化
富士フイルムホールディングス㈱	504,700	1,625	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱クボタ	1,840,000	1,567	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱みずほフィナンシャルグループ	5,948,710	1,100	長期的観点による取引関係の維持・強化

（注）ニッセイ同和損害保険㈱株式5,904,186株は、経営統合に伴う株式交換によって、平成22年４月１日付でMS&ADインシュアランスグループホールディング㈱株式1,127,699株となっております。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
㈱八十二銀行	11,830,591	5,666	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,943,816	4,970	長期的観点による取引関係の維持・強化
三菱電機㈱	3,011,000	2,956	長期的観点による取引関係の維持・強化
スズキ㈱	1,330,000	2,472	長期的観点による取引関係の維持・強化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	1,127,699	2,135	長期的観点による取引関係の維持・強化
三井物産㈱	1,212,437	1,807	長期的観点による取引関係の維持・強化
三菱倉庫㈱	1,708,000	1,588	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱クボタ	1,840,000	1,442	長期的観点による取引関係の維持・強化
富士フイルムホールディングス㈱	504,700	1,300	長期的観点による取引関係の維持・強化
積水化学工業㈱	1,492,000	971	長期的観点による取引関係の維持・強化
栗田工業㈱	384,500	945	長期的観点による取引関係の維持・強化
リケンテクノス㈱	3,300,523	858	長期的観点による取引関係の維持・強化
ダイセル化学工業㈱	1,618,000	830	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱みずほフィナンシャルグループ	5,948,710	820	長期的観点による取引関係の維持・強化
第一三共㈱	464,759	746	長期的観点による取引関係の維持・強化
崇越電通(股)	2,815,296	738	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱トクヤマ	1,531,000	679	長期的観点による取引関係の維持・強化
凸版印刷㈱	908,500	595	長期的観点による取引関係の維持・強化
三菱地所㈱	331,000	465	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱三菱ケミカルホールディングス	831,343	434	長期的観点による取引関係の維持・強化
富士電機ホールディングス㈱	1,420,075	373	長期的観点による取引関係の維持・強化
アサヒビール㈱	253,000	349	長期的観点による取引関係の維持・強化
サンケン電気㈱	634,000	310	長期的観点による取引関係の維持・強化

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
大陽日酸㈱	426,000	295	長期的観点による取引関係の維持・強化
㈱日立製作所	625,000	270	長期的観点による取引関係の維持・強化
東京応化工業㈱	137,649	235	長期的観点による取引関係の維持・強化

（注）富士電機ホールディングス㈱は、平成23年４月１日付で富士電機㈱に商号変更しております。

みなし保有株式

銘柄	株式数（株）	時価（百万円）	議決権行使権限等の内容
三菱商事㈱	578,000	1,334	議決権行使に関する指図権限
NKSJホールディングス㈱	2,245,500	1,219	議決権行使に関する指図権限
㈱福井銀行	1,614,000	418	議決権行使に関する指図権限
パナソニック電工㈱	258,000	237	議決権行使に関する指図権限

（注）パナソニック電工㈱株式258,000株は、パナソニック㈱による完全子会社化に伴う株式交換によって、平成23年４月１日付でパナソニック㈱株式238,650株となっております。

なお、貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	81	13	81	16
連結子会社	17	10	17	10
計	99	23	99	26

②【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社のうち海外子会社４社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対する監査証明業務に係る報酬として、２８百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社のうち海外子会社４社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対する監査証明業務に係る報酬として、２５百万円を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で決定しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務情報の開示を行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の実施するセミナーなど財務情報の開示に関する各種研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	209,046	244,002
受取手形及び売掛金	273,949	270,499
有価証券	109,761	116,714
商品及び製品	95,607	97,816
仕掛品	11,231	9,784
原材料及び貯蔵品	76,713	80,683
繰延税金資産	25,961	21,114
その他	43,242	49,847
貸倒引当金	△2,943	△2,534
流動資産合計	842,571	887,927
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 167,206	※2 155,719
機械装置及び運搬具（純額）	※2 264,014	※2 252,229
土地	65,862	64,577
建設仮勘定	141,870	141,770
その他（純額）	※2 7,179	※2 6,037
有形固定資産合計	646,133	620,334
無形固定資産		
のれん	13,920	10,521
その他	3,135	3,499
無形固定資産合計	17,055	14,020
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 162,399	※1 155,899
長期貸付金	4,136	3,627
繰延税金資産	22,056	22,185
その他	※1 74,799	※1 80,209
貸倒引当金	△13	△38
投資その他の資産合計	263,378	261,883
固定資産合計	926,568	896,238
資産合計	1,769,139	1,784,166

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	93,294	110,753
短期借入金	11,866	8,712
未払金	57,952	36,508
未払費用	38,629	37,486
未払法人税等	18,213	21,072
賞与引当金	1,879	2,037
役員賞与引当金	561	395
災害損失引当金	―	24,401
その他	7,727	8,066
流動負債合計	230,124	249,434
固定負債		
長期借入金	7,884	5,548
繰延税金負債	38,107	39,498
退職給付引当金	12,677	14,119
役員退職慰労引当金	369	379
その他	5,762	5,757
固定負債合計	64,802	65,302
負債合計	294,926	314,737
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,177	128,177
利益剰余金	1,318,413	1,376,043
自己株式	△40,892	△40,917
株主資本合計	1,525,118	1,582,724
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,717	3,275
繰延ヘッジ損益	517	895
為替換算調整勘定	△101,207	△160,087
その他の包括利益累計額合計	△93,972	△155,916
新株予約権	3,648	3,822
少数株主持分	39,417	38,798
純資産合計	1,474,212	1,469,429
負債純資産合計	1,769,139	1,784,166

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
売上高	916,837	1,058,257
売上原価	※2 700,902	※2 803,574
売上総利益	215,934	254,682
販売費及び一般管理費	※1, ※2 98,718	※1, ※2 105,460
営業利益	117,215	149,221
営業外収益		
受取利息	3,772	2,800
受取配当金	1,259	1,350
持分法による投資利益	9,994	12,627
その他	4,145	7,152
営業外収益合計	19,171	23,930
営業外費用		
支払利息	767	529
固定資産除却損	1,404	897
為替差損	845	9,122
休止設備費用	2,359	―
その他	3,990	2,263
営業外費用合計	9,368	12,813
経常利益	127,019	160,338
特別損失		
災害による損失	―	※3 21,032
特別損失合計	―	21,032
税金等調整前当期純利益	127,019	139,305
法人税、住民税及び事業税	23,679	35,998
過年度法人税等	―	※4 △10,654
法人税等調整額	18,711	12,643
法人税等合計	42,390	37,987
少数株主損益調整前当期純利益	―	101,318
少数株主利益	776	1,199
当期純利益	83,852	100,119

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	―	101,318
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	―	△3,466
繰延ヘッジ損益	―	136
為替換算調整勘定	―	△56,951
持分法適用会社に対する持分相当額	―	△3,117
その他の包括利益合計	―	△63,400 ※2
包括利益	―	37,918 ※1
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	―	38,175
少数株主に係る包括利益	―	△256

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	119,419	119,419
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	119,419	119,419
資本剰余金		
前期末残高	128,177	128,177
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	128,177	128,177
利益剰余金		
前期末残高	1,277,056	1,318,413
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
当期純利益	83,852	100,119
連結範囲の変動	119	△28
自己株式の処分	△166	△0
当期変動額合計	41,357	57,630
当期末残高	1,318,413	1,376,043
自己株式		
前期末残高	△41,613	△40,892
当期変動額		
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	752	0
当期変動額合計	721	△24
当期末残高	△40,892	△40,917
株主資本合計		
前期末残高	1,483,039	1,525,118
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
当期純利益	83,852	100,119
連結範囲の変動	119	△28
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	586	0
当期変動額合計	42,078	57,605
当期末残高	1,525,118	1,582,724

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,776	6,717
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,494	△3,442
当期変動額合計	8,494	△3,442
当期末残高	6,717	3,275
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△41	517
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	559	377
当期変動額合計	559	377
当期末残高	517	895
為替換算調整勘定		
前期末残高	△115,159	△101,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,952	△58,879
当期変動額合計	13,952	△58,879
当期末残高	△101,207	△160,087
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△116,978	△93,972
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,006	△61,943
当期変動額合計	23,006	△61,943
当期末残高	△93,972	△155,916
新株予約権		
前期末残高	2,446	3,648
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,202	174
当期変動額合計	1,202	174
当期末残高	3,648	3,822
少数株主持分		
前期末残高	38,846	39,417
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	570	△619
当期変動額合計	570	△619
当期末残高	39,417	38,798

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,407,353	1,474,212
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
当期純利益	83,852	100,119
連結範囲の変動	119	△28
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	586	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,779	△62,388
当期変動額合計	66,858	△4,783
当期末残高	1,474,212	1,469,429

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	127,019	139,305
減価償却費	87,722	93,732
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,165	1,727
投資有価証券売却損益（△は益）	△164	△1,202
投資有価証券評価損益（△は益）	403	52
受取利息及び受取配当金	△5,032	△4,150
支払利息	767	529
為替差損益（△は益）	△1,491	3,918
持分法による投資損益（△は益）	△9,994	△12,627
売上債権の増減額（△は増加）	△52,339	△7,274
たな卸資産の増減額（△は増加）	27,710	△11,292
長期前渡金の増減額（△は増加）	△16,595	△5,285
仕入債務の増減額（△は減少）	15,855	20,822
災害損失引当金の増減額（△は減少）	―	24,401
その他	2,158	△15,322
小計	177,184	227,333
利息及び配当金の受取額	13,330	14,335
利息の支払額	△793	△538
法人税等の支払額	△18,182	△33,277
法人税等の還付額	―	9,637
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,538	217,490
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△21,970	△26,044
有価証券の償還による収入	52,612	16,900
有価証券の売却による収入	―	5,576
有形固定資産の取得による支出	△131,625	△117,517
有形固定資産の売却による収入	9,227	410
無形固定資産の取得による支出	△1,006	△1,539
投資有価証券の取得による支出	△6,170	△3,104
投資有価証券の売却による収入	1,141	2,203
投資有価証券の償還による収入	2,017	3,181
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△2,044	―
貸付けによる支出	△241	△207
貸付金の回収による収入	78	34
その他	△4,854	△11,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△102,835	△132,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	90	△211
長期借入金の返済による支出	△8,083	△5,387
自己株式の取得による支出	△31	△25
自己株式の売却による収入	586	0
配当金の支払額	△42,448	△42,460
少数株主への配当金の支払額	△1,007	△466
その他	△66	△71
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,960	△48,621
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,762	△5,511
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	19,505	31,352
現金及び現金同等物の期首残高	251,044	270,443
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△106	489
現金及び現金同等物の期末残高	※ 270,443	※ 302,285

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１．連結の範囲に関する事項	子会社のうち70社が連結の範囲に含まれております。主要な連結子会社名は、「第１．企業の概況 ４．関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、従来持分法適用関連会社であったシレスS.A.及び同社の子会社であるエンプレーザ プレパラドーラ デ コンポストスビニリコスS.A.、コンプエストス イ グランサス S.A.、プロドゥサン イ セルビソス エネルジェティコスS.A.は、株式取得による持分の増加により、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。 また、従来連結子会社であった信越シーラント（株）、Shin-Etsu Polymer Mexico,S.A.de C.V.は、清算等により当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。 子会社のうちシンエツエレクトロニクスマレーシアSDN.BHD.ほかは連結の範囲に含めておりません。 これら非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみていずれも少額であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。	子会社のうち72社が連結の範囲に含まれております。主要な連結子会社名は、「第１．企業の概況 ４．関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、従来非連結子会社であったShin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.は重要性が増したため、また、Shin-Etsu Pharma & Food Materials Distribution GmbHは当連結会計年度中の設立により、連結の範囲に含めました。 子会社のうちシンエツエレクトロニクスマレーシアSDN.BHD.ほかは連結の範囲に含めておりません。 これら非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみていずれも少額であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。
２．持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社のうち、次に示す７社に対する投資について持分法を適用しております。 関連会社 ７社 三益半導体工業㈱ 信越石英㈱ 鹿島塩ビモノマー㈱ ヘムロックセミコンダクターCorp. その他 ３社	非連結子会社及び関連会社のうち、次に示す７社に対する投資について持分法を適用しております。 関連会社 ７社 三益半導体工業㈱ 信越石英㈱ 鹿島塩ビモノマー㈱ ヘムロックセミコンダクターCorp. その他 ３社

項目	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
	なお、従来持分法適用関連会社であったシレスS.A.は、株式取得による持分の増加により、当連結会計年度より連結子会社に含めております。 持分法の適用から除外した非連結子会社（シンエツエレクトロニクスマレーシアSDN.BHD.ほか）及び関連会社（(株)タツノ化学ほか）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる５社のうち、４社については各社の事業年度に係る財務諸表を使用し、１社については２月末日で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。	持分法の適用から除外した非連結子会社（シンエツエレクトロニクスマレーシアSDN.BHD.ほか）及び関連会社（(株)タツノ化学ほか）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる５社のうち、４社については各社の事業年度に係る財務諸表を使用し、１社については２月末日で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。
３．連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。 12月31日　シンテックINC.、シンエツハンドウタイアメリカINC.ほか 42社 ２月末日　長野電子工業㈱、直江津電子工業㈱、ほか５社 連結財務諸表の作成に当たっては、個々の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。 12月31日　シンテックINC.、シンエツハンドウタイアメリカINC.ほか 44社 ２月末日　長野電子工業㈱、直江津電子工業㈱、ほか５社 連結財務諸表の作成に当たっては、個々の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

項目	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
４．会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法） その他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） 時価のないもの ……主として移動平均法による原価法 ② デリバティブ 時価法 ③ たな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 主として定率法を採用しております。 なお、当社及び一部の連結子会社は平成10年４月１日以降取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物及び構築物　15～47年 機械装置及び運搬具　２～20年 また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 同左

項目	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 一部の連結子会社は、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。 ③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ 退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。 ――――

項目	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
	④ 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。	④ 役員賞与引当金 同左
	⑤ 役員退職慰労引当金 一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	⑤ 役員退職慰労引当金 同左
	――――	⑥ 災害損失引当金 当社及び一部の国内連結子会社は、災害により被災した資産の原状回復等に備えるため、来期以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。
	(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。	(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左
	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左
	② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 為替予約取引 通貨スワップ取引 ヘッジ対象 資金調達に伴う金利取引、有価証券 外貨建予定取引	② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左

項目	前連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
	③ ヘッジ方針 デリバティブ取引の限度額は実需の範囲内であり、投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、元本・契約期間・金利インデックス・受払条件等について金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは決算日における有効性の評価を省略しております。 ―――― ―――― (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日からおおむね３カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
５．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	――――
６．のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。	――――
７．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日からおおむね３カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	――――

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
（連結損益計算書関係） 「休止設備費用」は、前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度における「休止設備費用」の金額は215百万円であります。 ――――	（連結損益計算書関係） ①「休止設備費用」は、前連結会計年度において区分掲記しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度では営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度における「休止設備費用」の金額は74百万円であります。 ②当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日　内閣府令第５号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
――――――	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成22年３月31日）	当連結会計年度 （平成23年３月31日）
※１．非連結子会社及び関連会社に対するものが次のとおり含まれております。 投資有価証券（株式）　73,559百万円 投資その他の資産の「その他」（出資金）　1,390	※１．非連結子会社及び関連会社に対するものが次のとおり含まれております。 投資有価証券（株式）　71,893百万円 投資その他の資産の「その他」（出資金）　7,551
※２．有形固定資産の減価償却累計額　1,313,405百万円	※２．有形固定資産の減価償却累計額　1,350,394百万円
３．連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員（住宅資金ほか）　52百万円	３．連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員（住宅資金ほか）　31百万円

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
※１．販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費　24,839百万円 給料手当　18,474 賞与引当金繰入額　1,300 役員賞与引当金繰入額　558 退職給付引当金繰入額　601 役員退職慰労引当金繰入額　21 減価償却費　1,720 技術研究費　10,330 （うち退職給付引当金繰入額　184） 貸倒引当金繰入額　411	※１．販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費　27,019百万円 給料手当　18,407 賞与引当金繰入額　1,344 役員賞与引当金繰入額　400 退職給付引当金繰入額　586 役員退職慰労引当金繰入額　63 減価償却費　1,546 技術研究費　13,223 （うち退職給付引当金繰入額　196） 貸倒引当金繰入額　311
※２．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、33,574百万円であります。	※２．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、37,321百万円であります。
――――	※３．東日本大震災による損害であり、内訳は、保険求償見込み額を控除した原状回復費用16,654百万円ほかであります。
――――	※４．移転価格課税に対する日米相互協議の合意による戻り入れ額であります。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

※１　当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	106,859百万円
少数株主に係る包括利益	1,583
計	108,443

※２　当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	7,401百万円
繰延ヘッジ損益	147
為替換算調整勘定	14,038
持分法適用会社に対する持分相当額	2,227
計	23,814

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	432,106,693	－	－	432,106,693
合計	432,106,693	－	－	432,106,693
自己株式				
普通株式（注）	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054
合計	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054

(注) １.普通株式の自己株式の増加6,241株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
２.普通株式の自己株式の減少138,160株は、ストック・オプションの行使による減少138,000株、及び単元未満株式の買増請求による減少160株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	－					3,329
連結子会社	－	－					318
合計		－					3,648

(注)当連結会計年度末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は、1,157百万円であります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	21,223百万円	50円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年10月26日取締役会	普通株式	21,225百万円	50円00銭	平成21年9月30日	平成21年11月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	21,230百万円	利益剰余金	50円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月30日

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	432,106,693	－	－	432,106,693
合計	432,106,693	－	－	432,106,693
自己株式				
普通株式（注）	7,505,054	5,731	128	7,510,657
合計	7,505,054	5,731	128	7,510,657

(注) １.普通株式の自己株式の増加5,731株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
２.普通株式の自己株式の減少128株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	－					3,474
連結子会社	－	－					348
合計		－					3,822

(注)当連結会計年度末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は、223百万円であります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	21,230百万円	50円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月28日取締役会	普通株式	21,229百万円	50円00銭	平成22年9月30日	平成22年11月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日定時株主総会	普通株式	21,229百万円	利益剰余金	50円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年３月31日現在） 百万円 現金及び預金勘定　209,046 有価証券勘定　109,761 預入期間がおおむね３カ月を超える定期預金　（－）37,434 株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね３カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等　（－）10,930 現金及び現金同等物　270,443	※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年３月31日現在） 百万円 現金及び預金勘定　244,002 有価証券勘定　116,714 預入期間がおおむね３カ月を超える定期預金　（－）46,881 株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね３カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等　（－）11,550 現金及び現金同等物　302,285

（リース取引関係）

前連結会計年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械装置及び運搬具	105	75	29
その他	974	737	237
合計	1,079	812	266

（注）　取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

１年内	170百万円
１年超	96
合計	266

（注）　未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	236百万円
減価償却費相当額	236

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	4,453百万円
１年超	3,163
合計	7,617

当連結会計年度
（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

同左

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械装置及び運搬具	78	61	17
その他	782	701	80
合計	860	762	98

（注）　同左

② 未経過リース料期末残高相当額

１年内	61百万円
１年超	36
合計	98

（注）　同左

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	147百万円
減価償却費相当額	147

④ 減価償却費相当額の算定方法

同左

２．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	2,529百万円
１年超	3,134
合計	5,663

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループの資金運用は原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券に限定して行っております。また、運転資金及び設備資金に必要な資金は主として、銀行借入れや社債発行により調達する方針であります。デリバティブ取引は全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて主に先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、満期保有目的債券及び業務上の関係を有する企業の株式です。譲渡性預金や非上場株式等を除き、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、並びに投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計処理基準に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及びグループ各社は、営業債権である受取手形及び売掛金についての信用リスクに関しては、当社及びグループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制とし、回収懸念先の早期把握やリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引はグループデリバティブ取引管理規程に基づき、主要取引金融機関及び格付けの高い金融機関とのみ取引し、また、資金運用も格付けの高い金融機関への預金や安全性の高い債券に限定して行っております。

当連結会計年度末現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及びグループ各社は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で、主に先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対して、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

当社及びグループ各社は、有価証券及び投資有価証券については、時価や発行会社の財務状況を定期的に把握し、また、株式については、発行会社との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。 なお、有価証券および投資有価証券等の取得及び処分は、各社において作成された有価証券に関する取扱規程に従い行われております。

当社及びグループ各社は、デリバティブ取引につきましては、経営陣の承認を得たデリバティブ取引に関する管理規程を設けており、管理方針、利用目的、利用範囲、取引相手の選定基準、報告体制等デリバティブ取引の執行及び管理は明文化された規程に則って行われております。

デリバティブ取引の執行及び管理はグループ各社経理担当役員の管理のもと各社経理担当部内で行われます。各社の経理担当部内では常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握し、随時各社の経理担当部長及び経理担当役員に報告されます。特に必要と認められる場合には随時各社経営陣にポジション状況等を報告します。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及びグループ各社は、半期ごとに各部署からの報告により資金需要を把握し、手元資金を一定額維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係 2.取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（(注）2.を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	209,046	209,046	―
(2) 受取手形及び売掛金	273,949	273,949	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	18,651	18,787	136
②子会社株式及び関連会社株式	22,795	19,674	（―）3,120
③その他有価証券	152,878	152,878	―
(4) 長期貸付金	4,136	4,598	462
資産計	681,457	678,934	（―）2,522
(1) 支払手形及び買掛金	93,294	93,294	―
(2) 短期借入金	11,866	11,866	―
(3) 未払金	57,952	57,952	―
(4) 未払費用	38,629	38,629	―
(5) 未払法人税等	18,213	18,213	―
(6) 長期借入金	7,884	7,983	98
負債計	227,841	227,939	98
デリバティブ取引 （*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,238	2,238	―
ヘッジ会計が適用されているもの	（―）476	（―）476	―
デリバティブ取引計	1,762	1,762	―

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については、（―）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（4）長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを中長期の金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金、（3）未払金、（4）未払費用、（5）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	72,139
出資証券ほか	5,697
合計	77,836

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日以後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
預金	209,001	―	―	―
受取手形及び売掛金	273,949	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
(1)国債・地方債等	802	650	―	―
(2)社債	6,000	12,000	―	―
(3)その他有価証券のうち満期があるもの	103,014	106	571	―
長期貸付金	―	1,890	1,946	299
合計	592,768	14,648	2,518	299

（注）4. 長期借入金の連結決算日以後の返済予定額については連結附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループの資金運用は原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券に限定して行っております。また、運転資金及び設備資金に必要な資金は主として、銀行借入れや社債発行により調達する方針であります。デリバティブ取引は全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて主に先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、満期保有目的債券及び業務上の関係を有する企業の株式です。譲渡性預金や非上場株式等を除き、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、並びに投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計処理基準に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及びグループ各社は、営業債権である受取手形及び売掛金についての信用リスクに関しては、当社及びグループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制とし、回収懸念先の早期把握やリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引はグループデリバティブ取引管理規程に基づき、主要取引金融機関及び格付けの高い金融機関とのみ取引し、また、資金運用も格付けの高い金融機関への預金や安全性の高い債券に限定して行っております。

当連結会計年度末現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及びグループ各社は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で、主に先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対して、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

当社及びグループ各社は、有価証券及び投資有価証券については、時価や発行会社の財務状況を定期的に把握し、また、株式については、発行会社との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。 なお、有価証券および投資有価証券等の取得及び処分は、各社において作成された有価証券に関する取扱規程に従い行われております。

当社及びグループ各社は、デリバティブ取引につきましては、経営陣の承認を得たデリバティブ取引に関する管理規程を設けており、管理方針、利用目的、利用範囲、取引相手の選定基準、報告体制等デリバティブ取引の執行及び管理は明文化された規程に則って行われております。

デリバティブ取引の執行及び管理はグループ各社経理担当役員の管理のもと各社経理担当部内で行われます。各社の経理担当部内では常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握し、随時各社の経理担当部長及び経理担当役員に報告されます。特に必要と認められる場合には随時各社経営陣にポジション状況等を報告します。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及びグループ各社は、半期ごとに各部署からの報告により資金需要を把握し、手元資金を一定額維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係 2.取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（(注）2.を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	244,002	244,002	―
(2) 受取手形及び売掛金	270,499	270,499	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	16,900	17,020	120
②子会社株式及び関連会社株式	22,088	12,585	（―）9,503
③その他有価証券	157,795	157,795	―
(4) 長期貸付金	3,627	3,941	313
資産計	714,914	705,845	（―）9,069
(1) 支払手形及び買掛金	110,753	110,753	―
(2) 短期借入金	8,712	8,712	―
(3) 未払金	36,508	36,508	―
(4) 未払費用	37,486	37,486	―
(5) 未払法人税等	21,072	21,072	―
(6) 長期借入金	5,548	5,609	61
負債計	220,081	220,142	61
デリバティブ取引 （*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,722	1,722	―
ヘッジ会計が適用されているもの	（―）146	（―）146	―
デリバティブ取引計	1,575	1,575	―

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については、（―）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（4）長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを中長期の金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金、（3）未払金、（4）未払費用、（5）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	70,239
出資証券ほか	5,589
合計	75,828

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日以後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
預金	243,959	―	―	―
受取手形及び売掛金	270,499	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
(1)国債・地方債等	163	737	―	―
(2)社債	3,000	13,000	―	―
(3)その他有価証券のうち満期があるもの	113,562	398	177	―
長期貸付金	―	1,582	1,537	507
合計	631,183	15,718	1,715	507

（注）4. 長期借入金の連結決算日以後の返済予定額については連結附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

（有価証券関係）

Ⅰ 前連結会計年度（平成22年３月31日現在）

１．満期保有目的の債券

種類		連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	96	118	21
	(2)社債	8,000	8,168	168
	(3)その他	―	―	―
	小計	8,096	8,286	190
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	554	553	（―）0
	(2)社債	10,000	9,946	（―）53
	(3)その他	―	―	―
	小計	10,554	10,500	（―）53
合計		18,651	18,787	136

２．その他有価証券

種類		連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	34,590	18,535	16,055
	(2)債券			
	国債・地方債等	―	―	―
	社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	34,590	18,535	16,055
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	14,487	18,431	（―）3,944
	(2)債券			
	国債・地方債等	802	802	―
	社債	―	―	―
	(3)その他	102,998	102,998	―
	小計	118,287	122,231	（―）3,944
合計		152,878	140,767	12,111

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額 72,139百万円）及び出資証券ほか（連結貸借対照表計上額 5,697百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

Ⅱ 当連結会計年度（平成23年３月31日現在）

１．満期保有目的の債券

種類		連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	570	597	26
	(2)社債	5,000	5,137	137
	(3)その他	―	―	―
	小計	5,570	5,734	163
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	329	328	（―）1
	(2)社債	11,000	10,957	（―）42
	(3)その他	―	―	―
	小計	11,330	11,286	（―）43
合計		16,900	17,020	120

２．その他有価証券

種類		連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	29,903	17,265	12,638
	(2)債券			
	国債・地方債等	―	―	―
	社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	29,903	17,265	12,638
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	14,340	20,657	（―）6,316
	(2)債券			
	国債・地方債等	―	―	―
	社債	―	―	―
	(3)その他	113,551	113,551	―
	小計	127,892	134,208	（―）6,316
合計		157,795	151,473	6,322

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額 70,239百万円）及び出資証券ほか（連結貸借対照表計上額 5,589百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成22年３月31日）

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	当連結会計年度（平成22年３月31日）			
		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	9,597	－	580	580
	ユーロ	8,594	7,548	281	281
	その他	204	－	7	7
	買建				
	米ドル	151	－	6	6
	ユーロ	11	－	0	0
	その他	766	－	（－）23	（－）23
	スワップ取引				
	受取円・支払ポンド	6,287	6,287	1,387	1,387
合計		25,612	13,835	2,238	2,238

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成22年３月31日）		
			契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 ユーロ 米ドル	 その他流動資産 買掛金・未払金	 499 2,973	 － －	 14 163
原則的処理方法	通貨スワップ取引 受取ドル ・支払タイバーツ	長期借入金	4,774	2,839	（－）654
合計			8,246	2,839	（－）476

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成22年３月31日）		
			契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	（－）220
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	102
合計			10,000	10,000	（－）117

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成23年３月31日）

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,923	―	174	174
	ユーロ	4,318	2,497	145	145
	その他	434	―	（―）2	（―）2
	買建				
	米ドル	1,017	―	21	21
	ユーロ	15	―	0	0
	その他	937	―	15	15
	スワップ取引				
	受取円・支払ポンド	5,224	5,224	1,366	1,366
合計		17,872	7,722	1,722	1,722

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	売掛金	137	―	(-) 3
	買建				
	ユーロ	買掛金	4,184	―	388
	米ドル	買掛金	75	―	0
原則的処理方法	通貨スワップ取引 受取ドル・支払タイバーツ	長期借入金	2,777	884	（―）531
合計			7,175	884	（―）146

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	（―）177
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	71
合計			10,000	10,000	（―）105

（注）時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定拠出年金制度と確定給付型の適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の海外子会社では確定拠出型の制度のほかに確定給付型の制度を設けております。また、当社は退職一時金制度について退職給付信託を設定しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 （平成22年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成23年３月31日現在）
イ．退職給付債務	（－）28,107 百万円	（－）28,984 百万円
ロ．年金資産	14,477	14,339
ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ）	（－）13,629	（－）14,644
ニ．未認識数理計算上の差異	2,737	2,044
ホ．未認識過去勤務債務（債務の減額）（注）１	（－）146	（－）83
ヘ．連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	（－）11,038	（－）12,683
ト．前払年金費用（投資その他の資産「その他」）	1,639	1,435
チ．退職給付引当金（ヘ－ト）	（－）12,677	（－）14,119

（注）１．当社及び一部の連結子会社では当連結会計年度以前において適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行が行われたことにより、過去勤務債務が発生しております。

２．一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

３．退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
イ．勤務費用（注）１	2,562 百万円	2,471 百万円
ロ．利息費用	874	905
ハ．期待運用収益	（－）496	（－）593
ニ．数理計算上の差異の費用処理額	633	1,070
ホ．過去勤務債務の費用処理額	（－）124	（－）83
ヘ．その他（注）２	1,541	1,706
ト．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	4,990	5,478

（注）１．簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ．勤務費用」に計上しております。

２．「ヘ．その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 （平成22年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成23年３月31日現在）
イ．退職給付見込み額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ．割引率	主として2.5%	同左
ハ．期待運用収益率	主として2.5%	同左
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	主として10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生時から費用処理しております。）	同左
ホ．数理計算上の差異の処理年数	主として５年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した連結会計年度から費用処理しております。）	同左

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

Ⅰ 提出会社（信越化学工業（株））

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,157百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名 当社従業員 47名	当社取締役 17名 当社従業員 47名	当社取締役 20名 当社従業員 54名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 767,000株	普通株式 786,000株	普通株式 915,000株
付与日	平成17年６月29日	平成18年７月13日	平成19年７月２日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成17年６月29日から 平成22年３月31日まで	平成18年７月13日から 平成23年３月31日まで	平成19年７月２日から 平成24年３月31日まで

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名 当社従業員 61名	当社取締役 18名 当社従業員 64名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 826,000株	普通株式 937,000株
付与日	平成20年７月14日	平成21年８月６日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成21年７月15日から 平成25年３月31日まで	平成22年８月７日から 平成26年３月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	15,000	156,000	587,100
権利確定	―	―	―
権利行使	―	138,000	―
失効	※　15,000	―	―
未行使残	―	18,000	587,100

※権利行使期間が平成21年３月31日までのため、当連結会計年度開始時点で失効したものであります。

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	937,000
失効	―	―	―
権利確定	―	―	937,000
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	915,000	826,000	―
権利確定	―	―	937,000
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	915,000	826,000	937,000

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	4,244	6,560	8,949
行使時平均株価　　（円）	4,987.32	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	726	1,057

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	6,755	4,804
行使時平均株価　　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	943	1,235

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性（注）１	37.15%
予想残存期間（注）２	2.83年
予想配当（注）３	100円／株
無リスク利子率（注）４	0.37%

（注）１．２年10ヶ月（平成18年10月から平成21年７月まで）の株価実績に基づき算定しております。
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．第132期（平成21年３月期）の１株当たり配当額によっております。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

Ⅱ 連結子会社（信越ポリマー（株））

1．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 61百万円

2．権利不行使による失効により利益として計上した金額

16百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　10名 同社使用人　15名	同社取締役　10名 同社使用人　13名 同社子会社取締役　8名	同社取締役　10名 同社使用人　13名 同社子会社取締役　9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　410,000株	普通株式　400,000株	普通株式　415,000株
付与日	平成16年７月27日	平成17年８月１日	平成18年９月７日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成16年12月１日から 平成21年11月30日まで	平成17年12月１日から 平成22年11月30日まで	平成18年12月１日から 平成23年11月30日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　10名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　13名	同社取締役　10名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　14名	同社取締役　9名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　465,000株	普通株式　470,000株	普通株式　445,000株
付与日	平成19年８月８日	平成20年８月７日	平成21年９月２日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成19年12月１日から 平成24年11月30日まで	平成20年12月１日から 平成25年11月30日まで	平成21年12月１日から 平成26年11月30日まで

（注）1．株式数に換算して記載しております。
2．平成16年ストック・オプションについては、平成21年11月30日をもって行使期間を満了したことにより、失効しました。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	279,000	395,000	415,000
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	279,000	30,000	30,000
未行使残	―	365,000	385,000

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	445,000
失効	―	―	―
権利確定	―	―	445,000
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	465,000	470,000	―
権利確定	―	―	445,000
権利行使	―	―	―
失効	25,000	20,000	―
未行使残	440,000	450,000	445,000

② 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	663	937	1,838
行使時平均株価　　（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	322

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	1,643	632	653
行使時平均株価　　（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	188	112	139

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性（注）１	36.851%
予想残存期間（注）２	2.75年
予想配当（注）３	12円／株
無リスク利子率（注）４	0.288%

（注）１．２年９ヶ月（平成18年12月から平成21年８月まで）の株価実績に基づき算定しております。
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．過去１年間の配当実績（平成20年９月中間配当金7.5円、平成21年３月期末配当金4.5円）によっております。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

Ⅰ 提出会社（信越化学工業（株））

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 223百万円

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

78百万円

３．ストック・オプションの内容, 規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　17名 当社従業員　47名	当社取締役　20名 当社従業員　54名	当社取締役　16名 当社従業員　61名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　786,000株	普通株式　915,000株	普通株式　826,000株
付与日	平成18年７月13日	平成19年７月２日	平成20年７月14日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成18年７月13日から 平成23年３月31日まで	平成19年７月２日から 平成24年３月31日まで	平成21年７月15日から 平成25年３月31日まで

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　18名 当社従業員　64名	当社従業員　68名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　937,000株	普通株式　272,000株
付与日	平成21年８月６日	平成22年10月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成22年８月７日から 平成26年３月31日まで	平成23年10月30日から 平成27年３月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	18,000	587,100	915,000
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	※　18,000	40,200	47,000
未行使残	―	546,900	868,000

※権利行使期間が平成22年３月31日までのため、当連結会計年度開始時点で失効したものであります。

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	272,000
失効	―	―	―
権利確定	―	―	272,000
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	826,000	937,000	―
権利確定	―	―	272,000
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	826,000	937,000	272,000

② 単価情報

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	6,560	8,949	6,755
行使時平均株価　　（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	726	1,057	943

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	4,804	4,352
行使時平均株価　　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	1,235	823

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性（注）１	40.55%
予想残存期間（注）２	2.71年
予想配当（注）３	100円／株
無リスク利子率（注）４	0.14%

（注）１．２年９ヶ月（平成20年１月から平成22年９月まで）の株価実績に基づき算定しております。
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．平成22年７月22日に公表の配当予想によっております。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

Ⅱ 連結子会社（信越ポリマー（株））

1．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 36百万円

2．権利不行使による失効により利益として計上した金額

７百万円

3．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　10名 同社使用人　13名 同社子会社取締役　8名	同社取締役　10名 同社使用人　13名 同社子会社取締役　9名	同社取締役　10名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　400,000株	普通株式　415,000株	普通株式　465,000株
付与日	平成17年８月１日	平成18年９月７日	平成19年８月８日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成17年12月１日から 平成22年11月30日まで	平成18年12月１日から 平成23年11月30日まで	平成19年12月１日から 平成24年11月30日まで

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　10名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　14名	同社取締役　9名 同社使用人　12名 同社子会社取締役　13名	同社取締役　9名 同社使用人　14名 同社子会社取締役　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　470,000株	普通株式　445,000株	普通株式　455,000株
付与日	平成20年８月７日	平成21年９月２日	平成22年９月２日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成20年12月１日から 平成25年11月30日まで	平成21年12月１日から 平成26年11月30日まで	平成22年12月１日から 平成27年11月30日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．平成17年ストック・オプションについては、平成22年11月30日をもって行使期間を満了したことにより、失効しました。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	365,000	385,000	440,000
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	365,000	15,000	10,000
未行使残	―	370,000	430,000

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	455,000
失効	―	―	―
権利確定	―	―	455,000
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前連結会計年度末	450,000	445,000	―
権利確定	―	―	455,000
権利行使	―	―	―
失効	5,000	―	―
未行使残	445,000	445,000	455,000

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	937	1,838	1,643
行使時平均株価　　（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	322	188

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格　　（円）	632	653	505
行使時平均株価　　（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	112	139	80

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性（注）１	35.441%
予想残存期間（注）２	2.75年
予想配当（注）３	9円／株
無リスク利子率（注）４	0.141%

（注）１．２年９ヶ月（平成19年12月から平成22年８月まで）の株価実績に基づき算定しております。
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．過去１年間の配当実績（平成21年９月中間配当金4.5円、平成22年３月期末配当金4.5円）によっております。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成22年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成23年３月31日現在）
繰延税金資産	百万円	百万円
減価償却費損金算入限度超過額	19,660	16,757
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,780	5,324
賞与引当金及び未払賞与	3,666	3,662
未実現利益	4,217	3,148
補修工事費用	5,309	2,982
取引価格未精算額	1,333	2,060
未払事業税	2,085	1,556
税務上の繰越欠損金	4,109	331
その他有価証券評価差額金	3	0
その他	14,501	14,533
繰延税金資産小計	59,667	50,357
評価性引当額	（－）4,630	（－）3,464
繰延税金資産合計	55,036	46,893
繰延税金負債		
減価償却費	36,923	37,138
その他有価証券評価差額金	4,843	2,520
特別償却準備金	72	78
その他	3,781	3,800
繰延税金負債合計	45,621	43,537
繰延税金資産の純額	9,415	3,355

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （平成22年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成23年３月31日現在）
	百万円	百万円
流動資産－繰延税金資産	25,961	21,114
固定資産－繰延税金資産	22,056	22,185
流動負債－その他	（－）494	（－）446
固定負債－繰延税金負債	（－）38,107	（－）39,498

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成22年３月31日現在）	当連結会計年度 （平成23年３月31日現在）
	%	%
当社の法定実効税率	40.4	40.4
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	（－）5.7	（－）4.4
連結子会社等からの受取配当金消去	5.5	4.4
持分法による投資損益	（－）3.2	（－）3.7
当社の法定実効税率と海外連結子会社の税率差異	（－）1.7	（－）1.7
試験研究費等の税額控除	（－）1.2	（－）1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
過年度法人税等	－	（－）7.6
その他	（－）1.1	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	27.3

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

	有機・無機化学品事業（百万円）	電子材料事業（百万円）	機能材料その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ．売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	508,979	317,171	90,687	916,837	―	916,837
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,876	81	88,544	95,501	(95,501)	―
計	515,855	317,252	179,231	1,012,339	(95,501)	916,837
営業費用	454,763	277,734	161,207	893,705	(94,083)	799,621
営業利益	61,092	39,518	18,023	118,633	(1,418)	117,215
Ⅱ．資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	754,018	624,933	183,101	1,562,054	207,085	1,769,139
減価償却費	33,390	47,392	7,133	87,915	(193)	87,722
資本的支出	91,994	22,021	8,690	122,706	(1,470)	121,235

（注）１．事業区分の方法

事業区分の方法は、製品の種類・販売市場等を考慮し、「有機・無機化学品事業」、「電子材料事業」、「機能材料その他事業」の３事業に区分しております。

２．各事業区分に属する主要製品及び商品

事業区分	主要製品及び商品名
有機・無機化学品	塩化ビニル樹脂、シリコーン、メタノール、クロロメタン、セルロース誘導体、か性ソーダ、金属珪素、ポバール
電子材料	半導体シリコン、電子産業用有機材料、電子産業用希土類磁石、フォトレジスト製品
機能材料その他	合成石英製品、レア・アース、一般用希土類磁石、液状フッ素エラストマー、ペリクル、技術・プラント輸出、商品の輸出入、建設・修繕、情報処理ほかサービス

３．資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、246,076百万円であり、その主なものは親会社の余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

	日本（百万円）	北米（百万円）	アジア・オセアニア（百万円）	欧州（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ．売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	507,714	186,114	111,253	111,755	916,837	―	916,837
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	177,938	44,851	32,944	544	256,278	(256,278)	―
計	685,652	230,965	144,197	112,300	1,173,116	(256,278)	916,837
営業費用	582,833	221,188	142,768	109,253	1,056,043	(256,422)	799,621
営業利益	102,819	9,777	1,429	3,046	117,072	143	117,215
Ⅱ．資産	955,617	407,519	154,707	141,347	1,659,191	109,947	1,769,139

（注）１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米：米国

アジア・オセアニア：マレーシア、シンガポール、大韓民国、台湾、タイ、中国、オーストラリア

欧州：英国、オランダ、ドイツ、ポルトガル

３．資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、246,076百万円であり、その主なものは親会社の余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
Ⅰ．海外売上高（百万円）	137,280	259,159	98,472	67,152	562,064
Ⅱ．連結売上高（百万円）					916,837
Ⅲ．連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	15.0	28.3	10.7	7.3	61.3

(注) １．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２．各区分に属する主な国又は地域

北米：米国、カナダ

アジア・オセアニア：中国、台湾、大韓民国、シンガポール、タイ、マレーシア

欧州：ドイツ、フランス

その他の地域：中南米、中東

３．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務委員会など最高意思決定機関において、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に各事業本部あるいは各関係会社にて事業を展開しており、「塩ビ・化成品事業」、「シリコーン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」及び「その他関連事業」の６つの製品・サービス別セグメントから構成されていることから、これらを報告セグメントとしております。

各セグメントに属する主要製品及びサービスは、下記のとおりであります。

セ グ メ ン ト	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
塩ビ・化成品事業	塩化ビニル樹脂、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコーン事業	シリコーン
機能性化学品事業	セルロース誘導体、金属珪素、ポバール、合成性フェロモン
半導体シリコン事業	半導体シリコン
電子・機能材料事業	希土類磁石(電子産業用・一般用)、半導体用封止材、 ＬＥＤ用コート材、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、 液状フッ素エラストマー、ペリクル
その他関連事業	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益であり、その会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、概ね市場実勢価格に基づいております。

なお、当社では、事業セグメントへの資産、負債の配分は行っておりません。

３．報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額（注1）	連結財務諸表計上額（注2）
	塩ビ・化成品事業	シリコーン事業	機能性化学品事業	半導体シリコン事業	電子・機能材料事業	その他関連事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	237,731	122,349	80,482	254,027	113,777	108,469	916,837	―	916,837
セグメント間の内部売上又は振替高	3,128	3,347	5,354	43	2,197	91,554	105,626	(105,626)	―
計	240,859	125,697	85,836	254,070	115,975	200,024	1,022,464	(105,626)	916,837
セグメント利益	19,577	24,916	13,902	22,631	30,746	6,782	118,556	(1,340)	117,215
その他の項目									
減価償却費	12,065	8,282	7,936	41,720	12,085	4,223	86,314	(206)	86,108
のれんの償却額	―	―	1,622	―	―	(8)	1,614	―	1,614
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	65,133	5,134	20,529	12,063	12,791	7,061	122,714	(1,478)	121,235

（注）1．セグメント利益の調整額△1,340百万円、減価償却費の調整額△206百万円及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,478百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額（注1）	連結財務諸表計上額（注2）
	塩ビ・化成品事業	シリコーン事業	機能性化学品事業	半導体シリコン事業	電子・機能材料事業	その他関連事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	283,525	143,064	83,512	283,789	141,383	122,981	1,058,257	―	1,058,257
セグメント間の内部売上又は振替高	26,827	4,056	6,649	5	3,464	65,380	106,384	(106,384)	―
計	310,352	147,121	90,162	283,795	144,848	188,362	1,164,641	(106,384)	1,058,257
セグメント利益	19,674	34,057	12,914	38,864	36,118	7,340	148,970	251	149,221
その他の項目									
減価償却費	12,806	7,992	7,253	45,963	14,705	4,366	93,088	(280)	92,807
のれん償却費	―	―	924	―	―	0	925	―	925
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	55,730	6,641	14,661	24,406	9,501	3,320	114,261	(370)	113,890

（注）1．セグメント利益の調整額251百万円、減価償却費の調整額△280百万円及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△370百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	中国	その他	合計
386,128	153,059	113,709	405,359	1,058,257

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米国	その他	合計
260,693	276,339	83,301	620,334

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	塩ビ・化成品事業	シリコーン事業	機能性化学品事業	半導体シリコン事業	電子・機能材料事業	その他関連事業	全社・消去	計
当期償却額	－	－	924	－	－	0	－	925
当期末残高	－	－	10,521	－	－	－	－	10,521

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）(譲渡株数)	科目	期末残高（百万円）
役員	金川千尋	―	―	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.04	―	ストックオプションの権利行使 ※	127 (30千株)	―	―
役員	秋谷文男	―	―	当社代表取締役副社長	(被所有) 直接 0.00	―	ストックオプションの権利行使 ※	42 (10千株)	―	―
役員	フランク・ピーター・ポポフ	―	―	当社取締役	(被所有) 直接 0.02	―	ストックオプションの権利行使 ※	212 (50千株)	―	―
役員	笠原俊幸	―	―	当社取締役	(被所有) 直接 0.00	―	ストックオプションの権利行使 ※	25 (6千株)	―	―
役員	小根澤英徳	―	―	当社取締役	(被所有) 直接 0.00	―	ストックオプションの権利行使 ※	63 (15千株)	―	―

（注）※　平成17年６月29日開催の当社第128回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当ありません。

当連結会計年度（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
１株当たり純資産額	3,370円56銭	3,360円39銭
１株当たり当期純利益金額	197円53銭	235円80銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	197円50銭	235円80銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	83,852	100,119
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	83,852	100,119
期中平均株式数（千株）	424,513	424,598
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	55	1
（うち新株予約権）（千株）	(55)	(1)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年６月29日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　5,871個 平成19年６月28日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　9,150個 平成20年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,260個	平成18年６月29日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　5,469個 平成19年６月28日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,680個 平成20年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,260個 平成21年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　9,370個

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
（移転価格税制に基づく更正処分にかかる日米相互協議の合意） 当社は、平成14年３月期から平成18年３月期までの５事業年度の当社と米国子会社シンテック社の収益に関する移転価格課税につき、国税庁より日米相互協議が合意に達した旨の通知及び東京国税局より追徴税額に係る減額の更正通知を、平成22年６月に受領いたしました。 本件につきましては、東京国税局より国外移転所得額233億円の更正処分を受け、法人税、住民税及び事業税の合計額約110億円（本税及び付帯税を含む）を平成20年２月に納付、費用計上しております。 当社は、日米相互協議の申立てを行っておりましたが、この度の合意により、二重課税が回避されるとともに国外移転所得は約39億円に減額されております。また、シンテック社も米国税務当局から減額更正を受ける予定です。なお、還付税額は、還付加算金・地方税等を含め、日米合計で約119億円と試算されます。	――――――

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	6,696	6,570	1.2	－
１年以内に返済予定の長期借入金	5,169	2,142	3.1	－
１年以内に返済予定のリース債務	79	83	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	7,884	5,548	2.0	平成24年５月～平成33年９月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	221	229	－	平成24年４月～平成29年３月
合計	20,052	14,574	－	－

（注）１．「平均利率」は期末借入金残高の加重平均により算出しております。

２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	5,473	16	9	11
リース債務	79	66	45	24

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

		第１四半期 自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日	第２四半期 自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日	第３四半期 自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日	第４四半期 自 平成23年１月１日 至 平成23年３月31日
売上高	（百万円）	259,715	272,846	269,612	256,082
税金等調整前四半期純利益金額	（百万円）	39,029	42,174	40,131	17,970
四半期純利益金額	（百万円）	35,700	26,642	25,869	11,907
１株当たり四半期純利益金額	（円）	84.08	62.75	60.93	28.04

2【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,708	49,874
受取手形	※2 5,050	※2 4,916
売掛金	※2 196,501	※2 177,789
有価証券	99,000	107,500
商品及び製品	35,789	36,831
原材料及び貯蔵品	29,512	32,513
前渡金	652	1,229
繰延税金資産	11,568	11,371
短期貸付金	0	―
関係会社短期貸付金	8,545	44,293
未収入金	※2 22,068	※2 20,190
立替金	2,145	1,521
その他	359	2,483
貸倒引当金	△250	△400
流動資産合計	461,652	490,114
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 34,393	※1 35,333
構築物（純額）	※1 4,155	※1 3,851
機械及び装置（純額）	※1 46,804	※1 44,878
車両運搬具（純額）	※1 149	※1 112
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,987	※1 1,779
土地	22,614	22,740
リース資産（純額）	※1 112	※1 122
建設仮勘定	11,975	7,339
有形固定資産合計	122,193	116,158
無形固定資産		
特許権	163	139
ソフトウエア	906	962
その他	39	53
無形固定資産合計	1,108	1,155
投資その他の資産		
投資有価証券	76,027	73,008
関係会社株式	134,700	120,036
出資金	11	11
関係会社出資金	1,389	7,383
長期貸付金	16	15
従業員長期貸付金	30	18
関係会社長期貸付金	20,925	5,351
長期前払費用	50	45
繰延税金資産	2,634	5,016
その他	3,431	3,109
貸倒引当金	△10	△10
投資その他の資産合計	239,206	213,987
固定資産合計	362,508	331,301
資産合計	824,161	821,415

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 100,091	※2 96,769
短期借入金	5,192	6,392
リース債務	19	26
未払金	14,831	11,903
未払費用	10,853	11,715
未払法人税等	14,933	15,016
前受金	55	221
預り金	704	679
役員賞与引当金	506	296
災害損失引当金	―	2,806
その他	―	55
流動負債合計	147,189	145,881
固定負債		
長期借入金	6,219	5,011
リース債務	100	104
長期未払金	1,473	1,428
退職給付引当金	1,805	2,546
資産除去債務	―	218
固定負債合計	9,599	9,308
負債合計	156,788	155,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金		
資本準備金	120,771	120,771
資本剰余金合計	120,771	120,771
利益剰余金		
利益準備金	6,778	6,778
その他利益剰余金		
特別償却準備金	19	14
特定災害防止準備金	16	21
固定資産圧縮積立金	1,794	1,744
研究費積立金	88	88
配当平均積立金	15	15
土地圧縮積立金	17	17
別途積立金	351,137	351,137
繰越利益剰余金	100,406	102,516
利益剰余金合計	460,273	462,332
自己株式	△40,892	△40,917
株主資本合計	659,573	661,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,470	1,143
評価・換算差額等合計	4,470	1,143
新株予約権	3,329	3,474
純資産合計	667,373	666,225
負債純資産合計	824,161	821,415

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
売上高	※1 553,891	※1 602,775
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	26,480	25,406
当期商品仕入高	※1 267,410	※1 279,053
当期製品製造原価	※1, ※5 181,042	※1, ※5 209,488
合計	474,933	513,948
他勘定振替高	※2 917	※2 916
商品及び製品期末たな卸高	※3 25,406	※3 24,469
差引合計	448,609	488,562
原材料・貯蔵品評価損	△419	10
売上原価合計	448,190	488,573
売上総利益	105,700	114,202
販売費及び一般管理費	※4, ※5 34,994	※4, ※5 37,401
営業利益	70,706	76,800
営業外収益		
受取利息	※1 821	※1 584
有価証券利息	740	399
受取配当金	※1 9,140	※1 5,614
還付加算金	―	1,023
その他	689	1,342
営業外収益合計	11,391	8,964
営業外費用		
支払利息	201	211
為替差損	1,191	7,191
減損損失	※6 608	―
固定資産除却損	451	292
投資有価証券評価損	400	―
その他	736	534
営業外費用合計	3,590	8,230
経常利益	78,507	77,535
特別損失		
関係会社株式評価損	―	13,807
災害による損失	―	※7 1,413
特別損失合計	―	15,220
税引前当期純利益	78,507	62,314
法人税、住民税及び事業税	26,330	27,300
過年度法人税等	―	※8 △9,574
法人税等調整額	240	70
法人税等合計	26,570	17,795
当期純利益	51,937	44,518

【製造原価明細書】

		前事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）			当事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
Ⅰ 材料費			115,039	64.5		141,184	66.7
Ⅱ 労務費	※２		17,336	9.7		17,468	8.3
Ⅲ 経費							
減価償却費		19,168			20,182		
その他	※2,3	26,850	46,018	25.8	32,739	52,921	25.0
当期総製造費用			178,394	100.0		211,574	100.0
期首半製品たな卸高			13,167			10,383	
合計			191,562			221,957	
他勘定振替高	※４		136			107	
期末半製品たな卸高			10,383			12,362	
当期製品製造原価			181,042			209,488	

（脚注）

前事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	当事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１．当社における原価計算の方法は工程別総合実際原価計算を採用しております。	１． 同左
※２．退職給付引当金繰入額が次のとおり含まれております。 労務費 759 百万円 その他（経費） 203 百万円	※２．退職給付引当金繰入額が次のとおり含まれております。 労務費 799 百万円 その他（経費） 292 百万円
※３．その他（経費）のうち主な内訳は、作業委託費12,615百万円であります。	※３．その他（経費）のうち主な内訳は、作業委託費14,820百万円であります。
※４．他勘定振替高は、研究費等への振替高であります。	※４． 同左

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	119,419	119,419
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	119,419	119,419
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	120,771	120,771
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	120,771	120,771
資本剰余金合計		
前期末残高	120,771	120,771
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	120,771	120,771
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,778	6,778
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	6,778	6,778
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	141	19
当期変動額		
特別償却準備金の積立	―	0
特別償却準備金の取崩	△122	△5
当期変動額合計	△122	△4
当期末残高	19	14
特定災害防止準備金		
前期末残高	12	16
当期変動額		
特定災害防止準備金の積立	4	4
当期変動額合計	4	4
当期末残高	16	21
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	1,846	1,794
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△51	△50
当期変動額合計	△51	△50
当期末残高	1,794	1,744
研究費積立金		
前期末残高	88	88
当期変動額		
当期変動額合計	―	―

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
当期末残高	88	88
配当平均積立金		
前期末残高	15	15
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	15	15
土地圧縮積立金		
前期末残高	17	17
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	17	17
別途積立金		
前期末残高	351,137	351,137
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	351,137	351,137
繰越利益剰余金		
前期末残高	90,914	100,406
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
特別償却準備金の積立	―	△0
特別償却準備金の取崩	122	5
特定災害防止準備金の積立	△4	△4
固定資産圧縮積立金の取崩	51	50
当期純利益	51,937	44,518
自己株式の処分	△166	△0
当期変動額合計	9,492	2,109
当期末残高	100,406	102,516
利益剰余金合計		
前期末残高	450,951	460,273
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
特別償却準備金の積立	―	―
特別償却準備金の取崩	―	―
特定災害防止準備金の積立	―	―
固定資産圧縮積立金の取崩	―	―
当期純利益	51,937	44,518
自己株式の処分	△166	△0
当期変動額合計	9,322	2,058
当期末残高	460,273	462,332
自己株式		
前期末残高	△41,613	△40,892
当期変動額		
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	752	0
当期変動額合計	721	△24
当期末残高	△40,892	△40,917

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本合計		
前期末残高	649,529	659,573
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
当期純利益	51,937	44,518
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	586	0
当期変動額合計	10,043	2,033
当期末残高	659,573	661,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	63	4,470
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,406	△3,327
当期変動額合計	4,406	△3,327
当期末残高	4,470	1,143
評価・換算差額等合計		
前期末残高	63	4,470
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,406	△3,327
当期変動額合計	4,406	△3,327
当期末残高	4,470	1,143
新株予約権		
前期末残高	2,172	3,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,157	144
当期変動額合計	1,157	144
当期末残高	3,329	3,474
純資産合計		
前期末残高	651,765	667,373
当期変動額		
剰余金の配当	△42,448	△42,460
当期純利益	51,937	44,518
自己株式の取得	△31	△25
自己株式の処分	586	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,564	△3,182
当期変動額合計	15,607	△1,148
当期末残高	667,373	666,225

【重要な会計方針】

	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)子会社株式及び関連会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	同左
３．たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び製品 原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） 仕掛品 投下原料について歩留りの見積りにより計算評価し、商品及び製品または、原材料及び貯蔵品に計上しております。	同左
４．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 但し、機械及び装置のうち塩化ビニル製造設備、電解設備及び平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　15～31年 機械及び装置　2～9年 また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 同左

項目	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 同左
５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左

項目	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により発生した事業年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 ――――	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 ―――― (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 災害損失引当金 災害により、被災した資産の原状回復等に備えるため、来期以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

項目	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
７．重要なヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 有価証券 (3) ヘッジ方針 デリバティブ取引の限度額は実需の範囲内であり、投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、元本・契約期間・金利インデックス・受払条件等について金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは決算日における有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
８．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
――――	（貸借対照表関係） 「短期貸付金」は、前事業年度において区分掲記しておりましたが、資産の総額の100分の１以下であるため、当事業年度では流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「短期貸付金」の金額は０百万円であります。 （損益計算書関係） 「投資有価証券評価損」は、前事業年度において区分掲記しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「投資有価証券評価損」の金額は49百万円であります。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年３月31日）	当事業年度 （平成23年３月31日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 404,068百万円	※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 426,789百万円
※２．関係会社に対するものが次のとおり含まれております。 受取手形及び売掛金　73,398百万円 未収入金　11,969 買掛金　78,985	※２．関係会社に対するものが次のとおり含まれております。 受取手形及び売掛金　66,044百万円 未収入金　11,315 買掛金　73,567
３．下記の会社等の金融機関借入金等に対し、債務保証を行っております。 シンエツシリコーンズタイランドLtd.　2,599百万円 （外貨　27,936,000米ドル） 従業員（住宅資金ほか）　34 合計　2,633	３．下記の会社等の金融機関借入金等に対し、債務保証を行っております。 シンエツシリコーンズタイランドLtd.　1,393百万円 （外貨　16,760,000米ドル） 従業員（住宅資金ほか）　16 合計　1,409

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
※１．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。 売上高　197,525百万円 商品仕入高及び製品製造原価　346,281 受取利息　500 受取配当金　8,489	※１．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。 売上高　222,107百万円 商品仕入高及び製品製造原価　381,539 受取利息　508 受取配当金　4,603
※２．他勘定振替高は、技術研究費としての自家使用高及び広告宣伝用無償出荷高等であります。	※２．同左
※３．期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、商品・製品評価損の純戻し入れ額495百万円が売上原価に含まれております。	※３．期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、商品・製品評価損の純戻し入れ額318百万円が売上原価に含まれております。
※４．販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 発送費ほか販売直接費　10,887百万円 特許使用料　1,265 広告宣伝費　181 役員報酬　1,690 給料手当　7,268 旅費・交通費・通信費　813 役員賞与引当金繰入額　500 退職給付引当金繰入額　276 減価償却費　356 技術研究費　6,370 （うち退職給付引当金繰入額　89) 委託情報処理費　601 賃借料　936 なお、販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は約35%であります。	※４．販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 発送費ほか販売直接費　12,222百万円 給料手当　7,183 役員賞与引当金繰入額　296 退職給付引当金繰入額　337 減価償却費　354 技術研究費　8,087 （うち退職給付引当金繰入額　88) 貸倒引当金繰入額　150 なお、販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は約38%であります。
※５．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、25,146百万円であります。	※５．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、27,965百万円であります。

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）</th></tr>
<tr><td>※６．減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、合計608百万円の減損損失を営業外費用に計上いたしました。当社は、管理会計上の事業区分を、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしております。
<table>
<tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失額
（百万円）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">鹿島工場
（茨城県
神栖市）</td><td rowspan="4">塩化ビニル
製造設備</td><td>建物、構築物</td><td>3</td></tr>
<tr><td>機械及び装置</td><td>604</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>608</td></tr>
</table>
当社塩化ビニル事業については、国内需要の停滞、期後半の原材料価格の高騰に加え、輸出市場における競争激化が予想される事等により、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>――――――</td><td>※７.東日本大震災による損害であります。</td></tr>
<tr><td>――――――</td><td>※８.移転価格課税に対する日米相互協議の合意による戻り入れ額であります。</td></tr>
</table>

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式（注）	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054
合計	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054

（注）１．普通株式の自己株式の増加6,241株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
２．普通株式の自己株式の減少138,160株は、ストック・オプションの行使による減少138,000株、及び単元未満株式の買増請求による減少160株であります。

当事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式（注）	7,505,054	5,731	128	7,510,657
合計	7,505,054	5,731	128	7,510,657

（注）１．普通株式の自己株式の増加5,731株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
２．普通株式の自己株式の減少128株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
車両及び運搬具	70	47	22
工具器具及び備品	175	101	74
合計	245	148	97

（注） 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

（2）未経過リース料期末残高相当額

１年内	40百万円
１年超	56
合計	97

（注） 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

（3）支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	65百万円
減価償却費相当額	65

（4）減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

同左

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
車両及び運搬具	54	43	10
工具器具及び備品	136	90	45
合計	190	134	56

（注） 同左

（2）未経過リース料期末残高相当額

１年内	29百万円
１年超	27
合計	56

（注） 同左

（3）支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	39百万円
減価償却費相当額	39

（4）減価償却費相当額の算定方法

同左

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	10,221	30,563	20,341
関連会社株式	26,763	19,172	（－）7,591

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	95,657
関連会社株式	2,056

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度（平成23年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	10,221	21,278	11,056
関連会社株式	12,264	12,264	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	95,493
関連会社株式	2,056

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成22年３月31日現在）	当事業年度 （平成23年３月31日現在）
繰延税金資産	百万円	百万円
減価償却費損金算入限度超過額	6,655	6,453
関係会社株式評価損	―	5,654
補修工事費用	3,046	1,980
未払賞与	1,708	1,729
取引価格未精算額	1,180	1,643
未払事業税	1,642	1,191
その他	6,858	6,978
繰延税金資産小計	21,091	25,631
評価性引当額	（－）2,605	（－）7,255
繰延税金資産合計	18,486	18,376
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	1,216	1,182
その他有価証券評価差額金	3,030	775
土地圧縮積立金	12	12
特別償却準備金	13	9
その他	11	9
繰延税金負債合計	4,283	1,987
繰延税金資産（負債）の純額	14,202	16,388

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成22年３月31日現在）	当事業年度 （平成23年３月31日現在）
	（%）	（%）
法定実効税率	40.4	40.4
（調整）		
永久に益金に算入されない項目（受取配当金）	（－）4.7	（－）3.4
試験研究費等の税額控除	（－）1.8	（－）2.2
関係会社株式評価損	―	9.0
過年度法人税等	―	（－）15.4
その他	（－）0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8	28.6

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
１株当たり純資産額	1,563円92銭	1,560円90銭
１株当たり当期純利益金額	122円35銭	104円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	122円33銭	104円85銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当事業年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	51,937	44,518
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	51,937	44,518
期中平均株式数（千株）	424,513	424,598
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	55	1
（うち新株予約権）（千株）	(55)	(1)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年６月29日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　5,871個 平成19年６月28日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　9,150個 平成20年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,260個	平成18年６月29日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　5,469個 平成19年６月28日定時株主総会決議ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,680個 平成20年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　8,260個 平成21年ストック・オプション （新株予約権方式） 新株予約権の数　9,370個

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	当事業年度 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
（移転価格税制に基づく更正処分にかかる日米相互協議の合意） 当社は、平成14年３月期から平成18年３月期までの５事業年度の当社と米国子会社シンテック社の収益に関する移転価格課税につき、国税庁より日米相互協議が合意に達した旨の通知及び東京国税局より追徴税額に係る減額の更正通知を、平成22年６月に受領いたしました。 本件につきましては、東京国税局より国外移転所得額233億円の更正処分を受け、法人税、住民税及び事業税の合計額約110億円（本税及び付帯税を含む）を平成20年２月に納付、費用計上しております。 当社は、日米相互協議の申立てを行っておりましたが、この度の合意により、二重課税が回避されるとともに国外移転所得は約39億円に減額されております。なお、還付税額は、還付加算金・地方税等を含め、約105億円と試算されます。	――――――

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	ＥＣＭ㈱ 優先株式	30,000	15,000
		㈱八十二銀行	11,830,591	5,666
		㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,943,816	4,970
		三菱電機㈱	3,011,000	2,956
		スズキ㈱	1,330,000	2,472
		MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	1,127,699	2,135
		三井物産㈱	1,212,437	1,807
		三菱倉庫㈱	1,708,000	1,588
		㈱クボタ	1,840,000	1,442
		富士フイルムホールディングス㈱	504,700	1,300
		その他125銘柄	38,075,307	15,077
計			73,613,550	54,418

【債券】

銘柄			券面総額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）
有価証券	満期保有目的の債券	円貨建外国債券（１銘柄）	3,000	3,000
		小計	3,000	3,000
投資有価証券	満期保有目的の債券	円貨建国内債券（１銘柄）	1,000	1,000
		円貨建外国債券（３銘柄）	12,000	12,000
		小計	13,000	13,000
計			16,000	16,000

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等（口）	貸借対照表計上額（百万円）
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	－	104,500
		小計	－	104,500
投資有価証券	その他有価証券	優先出資証券（１銘柄）	500	5,000
		出資証券（６銘柄）	832	2
		投資事業有限責任組合等への出資（５銘柄）	14	587
		小計	1,346	5,589
計			－	110,089

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	83,822	3,425	149	87,097	51,764	2,456	35,333
構築物	22,012	286	31	22,267	18,416	587	3,851
機械及び装置	354,837	※1. 18,979	2,549	371,268	326,389	20,804	44,878
車両運搬具	1,038	44	21	1,062	949	81	112
工具、器具及び備品	29,826	2,119	941	31,004	29,224	2,317	1,779
土地	22,614	125	-	22,740	-	-	22,740
リース資産	133	34	-	167	45	24	122
建設仮勘定	11,975	※1. 20,253	24,888	7,339	-	-	7,339
有形固定資産計	526,261	45,268	28,582	542,947	426,789	26,271	116,158
無形固定資産							
特許権				258	118	29	139
ソフトウエア				2,217	1,255	344	962
その他				86	33	4	53
無形固定資産計				2,562	1,407	379	1,155
長期前払費用	398	13	17	394	349	17	45

（注）※１．増加主要内訳
主として電子・機能材料、シリコーン及び機能性化学品製造設備の増強に関するものであります。
２．無形固定資産の金額は資産の総額の１％以下のため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

【引当金明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	260	180	―	※1 30	410
役員賞与引当金	506	296	229	※2 276	296
災害損失引当金	―	2,806	―	―	2,806

（注）※１．見積もりの変更による減少額であります。
２．当事業年度における支給額を見直した結果、差額が生じたことによる取崩であります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

ａ．資産

① 現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	5
当座預金	（－）304
普通預金	12,596
通知預金	466
定期預金	37,071
振替貯金	39
計	49,874

② 受取手形

相手先	金額（百万円）
サンケン電気(株)	897
アイチエレック(株)	465
凸版印刷(株)	305
(株)ニッシリ	286
(株)エスケーエレクトロニクス	244
諸口	2,718
計	4,916

③ 受取手形の決済期日別内訳

期日	金額（百万円）
平成23年４月	1,533
５月	1,527
６月	1,317
７月	480
８月以降	57
計	4,916

④ 売掛金

相手先	金額（百万円）
(株)東芝	14,578
三益半導体工業(株)	11,775
信越アステック(株)	11,223
台湾信越半導体(股)	6,758
三菱商事ケミカル(株)	6,654
諸口	126,798
計	177,789

⑤ 売掛金の当期平均回収率

前期繰越高（百万円）	当期発生高（百万円）	当期回収高（百万円）	次期繰越高（百万円）	回収率（%）	滞留期間
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$	$(D) \div \frac{(B)}{12}$
196,501	619,035	637,747	177,789	78.2	3.45カ月

（注） 当期発生高には、消費税等を含めております。

⑥ 商品及び製品

科目	内訳	金額（百万円）
商品及び製品	塩ビ・化成品事業	1,374
	シリコーン事業	16,851
	機能性化学品事業	5,454
	電子・機能材料事業	13,084
	その他関連事業	65
	計	36,831

⑦ 原材料及び貯蔵品

科目	内訳	金額（百万円）
原材料	塩ビ・化成品事業用	891
	シリコーン事業用	6,219
	機能性化学品事業用	736
	電子・機能材料事業用	18,636
	その他関連事業用	132
	諸口	402
	計	27,018
貯蔵品	包装材料ほか	5,494

⑧ 関係会社短期貸付金

銘柄	金額（百万円）
シンテックＩＮＣ．	34,923
長野電子工業（株）	4,500
信濃電気製錬(株)	3,030
諸口	1,840
計	44,293

⑨ 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
シンエツインターナショナルヨーロッパＢ．Ｖ．	36,908
Ｓ－Ｅ，ＩＮＣ．	13,853
三益半導体工業(株)	12,264
信越ポリマー(株)	10,221
信越半導体(株)	10,000
諸口	36,787
計	120,036

ｂ．負債

① 買掛金

相手先	金額（百万円）
信越半導体(株)	55,406
シンテックＩＮＣ．	3,193
信越アステック(株)	2,677
三菱化学(株)	2,376
シンエツマグネティクスフィリピンＩＮＣ．	2,235
諸口	30,880
計	96,769

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式の数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ―――――― 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告を掲載するホームページのアドレス(URL) http://www.shinetsu.co.jp/j/index.shtml
株主に対する特典	なし

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができない。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

（１）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度（第133期）	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	平成22年６月30日 関東財務局長に提出。
（２）内部統制報告書及びその添付書類			平成22年６月30日 関東財務局長に提出。
（３）臨時報告書			平成22年７月１日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。		
（４）四半期報告書及び確認書	（第134期第１四半期）	自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日	平成22年８月13日 関東財務局長に提出。
（５）臨時報告書			平成22年10月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の付与）に基づく臨時報告書であります。		
（６）四半期報告書及び確認書	（第134期第２四半期）	自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出。
（７）四半期報告書及び確認書	（第134期第３四半期）	自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日	平成23年２月10日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２２年６月２９日

信 越 化 学 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、信越化学工業株式会社の平成２２年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、信越化学工業株式会社が平成２２年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２３年６月２９日

信 越 化 学 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、信越化学工業株式会社の平成２３年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、信越化学工業株式会社が平成２３年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月２９日

信 越 化 学 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第１３３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月２９日

信 越 化 学 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第１３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。